

目 次

告 示

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

公示送達

保管屋外広告物

公示送達

公示送達

公示送達

市道路線の区域変更

津都市計画下水道の変更に係る決定

公示送達

公 告

犬の抑留

道路位置の指定

犬の抑留

津市農用地利用集積計画

差押財産の公売

差押財産の公売

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

平成21年産麦共済に係る共済金、減収量等

水道局公告

事後審査型条件付一般競争入札の執行

選挙管理委員会告示

津市長選挙及び津市議会議員選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

津市長選挙及び津市議会議員選挙における選挙人名簿の登録

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

津市長選挙及び津市議会議員選挙における候補者届等の書類提出場所

津市長選挙及び津市議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

津市長選挙及び津市議会議員選挙における投票所の開閉時間

津市長選挙及び津市議会議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日

津市長選挙及び津市議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

津市長選挙及び津市議会議員選挙における選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

津市長選挙及び津市議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時

津市長選挙及び津市議会議員選挙における投票所の決定

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 1 号

下記の者の平成 2 1 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書及び後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第 1 1 2 条により準用する地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部医療助成室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 2 年 1 月 7 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇 〇〇〇	被保険者番号 〇〇〇〇

津市告示第2号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成22年1月7日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
3100869	平成21年10月1日	平成21年12月14日
4122346	平成21年10月1日	平成21年12月24日
7162329	平成21年10月1日	平成21年12月18日
9143878	平成21年10月1日	平成21年12月18日

下記の者の差押調書（謄本）、充当通知書、配当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成22年1月12日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	差押調書（謄本）、充当通知書、配当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の差押調書（謄本）、充当通知書、配当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成22年1月12日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○○○	差押調書（謄本）、充当 通知書、配当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第5号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年1月12日

津市長 松田直久

1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量等

保管した広告物又は掲出物件を除去した日	保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所	保管した広告物若しくは掲出物件の名称又は種類及び数量
自 平成21年12月24日 至 平成21年12月24日	一身田大古曾、半田、高茶屋小森町、高茶屋1丁目ほか、高茶屋1丁目、雲出伊倉津町	はり札 8枚 立看板 7枚
自 平成21年12月25日 至 平成21年12月25日	芸濃町椋本、安濃町浄土寺、半田、久居明神町	はり札 8枚

2 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項

返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先） 津市建設部津北工事事務所補修担当

津市高茶屋小森上野町1185番地1 電話(059)235-5655

下記の者の平成 21 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法第 78 条により準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

平成22年1月12日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	

下記の者の平成21年度市民税・県民税納税通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

平成22年1月13日

記

氏 名	住 所
〇〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇 〇〇	〇〇
〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇	〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

津市告示第 8 号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 22 年 1 月 12 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇 〇 〇 〇	差押調書、配当計算書、 充当通知書

津市告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月14日

津市長 松田直久

1 路線名 5085 半田久居線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市半田字口藤谷 3598 番 10 地先から 津市神戸字上はんの木 3596 番 2 地先まで	旧	2.0～3.0	610.0
津市半田字口藤谷 3598 番 10 地先から 津市神戸字上はんの木 3596 番 2 地先まで	新	7.6～12.0	675.0

2 路線名 5106 神戸久居第1号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市神戸字上はんの木 3524 番地先から 津市神戸字上はんの木 3549 番地先まで	旧	2.0～3.0	165.0
津市神戸字上はんの木 3524 番地先から 津市神戸字上はんの木 3549 番地先まで	新	7.0～10.0	165.0

津市告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成22年1月15日

津市長 松 田 直 久

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画下水道
流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示する。
- 3 都市計画の縦覧場所
津市都市計画部都市計画課

下記の者の交付要求通知書および納期限変更通知は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成22年1月15日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○ ○○	督促状

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市公告第1号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年1月4日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成21年12月28日

2 抑留期間 平成22年1月8日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美杉町竹原	雑種	薄茶	オス	中	91日 以上	
2	津市 久居相川町	雑種	薄茶	オス	中	91日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）第13条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年1月6日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- 1 地名地番 津市久居東鷹跡町298番9
- 2 幅 員 4.5メートル
- 3 延 長 25.0メートル
- 4 指 定 日 平成22年1月4日

津市公告第3号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年1月8日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成22年1月6日
2 抑留期間 平成22年1月14日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白山町城立	雑種	薄茶	オス	中	91日 以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成22年1月8日

津市長 松田直久

津市公告第5号

下記のとおり差押財産の公売を行いますので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定の例により公告します。

平成22年1月8日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告				
公 売 日 時	公売参加申込期間	平成22年1月8日 13時00分 から 平成22年1月19日 17時00分まで		
	入 札 期 間	平成22年1月25日 13時00分 から 平成22年1月27日 13時30分まで		
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上			
公 売 の 方 法	期間競り売り（別紙に記載する売却区分ごとに売却する。）			
開 札 の 日 時	平成22年1月27日	13時30分	開 札 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
売 却 決 定 の 日 時	平成22年1月27日	17時00分	売 却 決 定 の 場 所	津市役所
買 受 代 金 の 納 付 期 限	平成22年2月 3日	14時30分		
公売保証金の納付の期限	平成22年1月19日	17時00分	公売保証金の納付の場 所	津市役所
公 売 保 証 金	別紙のとおり		見 積 価 額	別紙のとおり
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。			
買受人の資格その他の要件				
公 売 財 産 の 表 示	別紙のとおり			
そ の 他 の 事 項	別紙「津市インターネット公売ガイドライン」のとおり			

（注）次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期日が異なることがあります。

津市インターネット公売 ガイドライン

津市インターネット公売をご利用いただくには、以下の津市インターネット公売ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます)をよくお読みいただき、確認、同意していただく必要があります。また、インターネット公売の手続きなどに関して、本ガイドラインと Yahoo!オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

第1 インターネット公売の参加条件など

1. インターネット公売の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることができません。また、

(1)から(3)に該当する方は、代理人を通じて参加することもできません)

(1) 国税徴収法第92条(買受人の制限)または同法第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)に該当する方。

(2) 津市が定める本ガイドラインおよび Yahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方。

(3) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。

(4) 20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(5) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。

(6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。

2. インターネット公売参加にあたっての注意事項

(1) インターネット公売は、国税徴収法などの規定にのっとり津市が執行する公売手続きの一部です。Yahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインについては、本ガイドラインおよび国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続きにおいて公売参加者またはその代理人(以下、「公売参加者など」といいます)を拘束するものとします。

(2) 公売参加者などが国税徴収法第108条第1項に掲げる行為をしたとき、津市は同条に基づき、入札をなかったものとするなどの処分を行うことがあります。当該処分を受けた公売参加者などは、以後2年間、当該津市の実施する公売に参加することまたは代理人となることができません。また、処分を受けた公売参加者などの納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は没収し、返還しません。

なお、以下は第108条第1項に掲げる行為に該当します。

ア. 売却決定を受けても買受代金の納付期限までにその代金を故意に納付しない行為。

イ. 偽りの名義によりまたは第三者をかたって公売に参加する行為。

ウ. 公売を妨害する意思をもって行う、第1の7「代理人などによる自己のための公売参加手続きの禁止」において禁止する行為。

エ. 公売を妨害する意思をもって行う、第6の3「システム利用における禁止事項」に掲げる行為。

(3) 入札に先立って公売保証金を納付してください。

(4) 公売参加者などは、あらかじめインターネット公売システム(以下「公売システム」といいます)上の公売物件詳細画面や津市において閲覧に供されている公売公告などを確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。また、津市が下見会を実施する財産については、下見会で財産を確認してください。なお、公売財産が不動産の場合、内覧会などは行いませんので、現地確認などはご自身で行ってください。現地確認などの際には、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害してはならないことに留意してください。

(5) インターネット公売は、ヤフー株式会社の提供する公売システムを採用しています。公売参加者などは、公売システムの画面上で公売参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

(6) インターネット公売においては、特定の売却区分(公売財産の出品区分)の公売が中止になること、もしくは公売全体が中止になることがあります。

3. 公売財産の権利移転などについての注意事項

(1) 公売財産は市税滞納者などの財産であり、津市の所有する財産ではありません。

(2) 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、現所有者および津市には担保責任は生じません。

(3) 売却決定を受けた最高価申込者または次順位買受申込者(以下、「買受人」といいます)ならびにその代理人(以下、「買受人など」といいます)が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき(農地など一定の要件が満たされなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、権利が移転したとき)、買受人に危険負担が移転します。その後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。

(4) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、津市は、買受代金を納付した買受人などの請求により、権利移転の登記・登録を関係機関に嘱託します。

(5) 公売財産が動産、自動車などである場合、津市はその公売財産の引渡を買受代金納付時の現況有姿で行います。

(6) 公売財産が不動産の場合、津市は引渡の義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵などの引渡などは、すべて買受人自身で行ってください。また、隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。津市は関与いたしません。

(7) 買受人は、買受人に対抗することができる公売財産上の負担(マンションの未納管理費など)を引き受けなければなりません。

(8) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品および買受代金の返還を求めることができません。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公売参加者などは、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公売参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名(法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、法人代表者氏名)および電話番号を公売参加者情報として登録すること。

イ. 公売参加者などの公売参加者情報および Yahoo! JAPAN ID に登録されているメールアドレスを津市に開示されること。

・津市は、公売参加者などに対し、Yahoo! JAPAN ID で認証済みのメールアドレスに、公売財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 最高価申込者または次順位買受申込者に決定された公売参加者の Yahoo! JAPAN ID (代理人による参加の場合は代理人の Yahoo! JAPAN ID、共同入札の場合は代表者の Yahoo! JAPAN ID) を公売システム上において一定期間公開されること。

(2) 津市は、公売参加者などから直接または津市が公売システムで収集した個人情報を、津市文書管理規定に基づき、5 年間保管します。津市は、収集した個人情報を国税徴収法第 108 条に定める公売実施の適正化のための措置などを行うことを目的として利用します。

(3) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、公売参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿の内容などとは異なる場合(転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます)は、買受人となっても所有権移転などの権利移転登記・登録を行うことができません。

5. 代理人による参加について

インターネット公売では、代理人に公売参加の手続きをさせることができます。代理人には、少なくとも公売参加申し込み、公売保証金の納付および返還にかかる受領、入札並びにこれらに附帯する事務を委任することとします。

(1) 代理人の資格

代理人は、「第 1 1. インターネット公売の参加条件」を満たさなければなりません。

(2) 代理人による参加の手続き

ア. 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人の Yahoo! JAPAN ID により、代理人が公売参加申し込みおよび入札などを行ってください。

イ. 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、公売参加者は、委任状および公売参加者の住所証明書(公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本など)を入札開始 2 開庁日前までに津市に提出することが必要です。委任状は、津市ホームページより印刷することができます。

原則として、入札開始 2 開庁日前までに津市が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札をすることができません。

ウ. 代理人による公売参加申込手続きおよび入札手続きの詳細については、「第 2 公売参加申し込みについて」、「第 3 セリ売形式で行うインターネット公売手続き」および「第 4 入札形式で行うインターネット公売手続き」をご覧ください。

(3) 復代理人の選任の権限

任意代理人を選任した場合、公売参加者はその代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

(4) 代理人による参加における注意事項

- ア. 代理人に国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実がある場合、公売参加者およびその代理人は同法第108条第1項に該当し、以後2年間当該津市の実施する公売に参加できません。
- イ. 国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者を代理人とした方は、同法第108条第1項に該当し、以後2年間当該津市の実施する公売に参加できません。
- ウ. アおよびイの場合、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

6. 共同入札について

公売財産が不動産の場合、共同入札することができます。

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

- ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公売参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公売参加申し込みおよび入札などは、代表者のYahoo! JAPAN IDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2公売参加申し込みについて」および「第4 入札形式で行うインターネット公売手続き」をご覧ください。
- イ. 共同入札する場合は、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の住所証明書（共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本など）および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を記入し、各共同入札者の持分を記載した「共同入札者持分内訳書」を入札開始2開庁日前までに津市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに津市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。なお、委任状および「共同入札者持分内訳書」は津市ホームページより印刷することができます。
- ウ. 委任状および「共同入札者持分内訳書」に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合（転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます）は、共同入札者が買受人となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。
- エ. 共同入札する場合は、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

7. 代理人などによる自己のための公売参加手続きの禁止

- (1) 代理人および共同入札における代表者（以下、「代理人など」といいます）は、公売参加者、共同入札における代表者を除く共同入札者（以下「本人など」といいます）のために公売参加の手続きをする公売財産について、本人などのために行う公売参加の手続きとは別に、自己のために公売参加の手続きをすることはできません。
- (2) 代理人などが、一つの公売財産に対し複数の本人などから公売参加の手続きなどについて委任を受けた場合は、その委任を受けたすべての公売参加の手続きをすることができません。
- (3) 本人などは、代理人などに公売参加の手続きを委任した公売財産について、代理人などが行う買受申込みとは別に、自己のために公売参加の手続きまたはほかの代理人などに委任して公売参加の手続きを行う

ことはできません。

なお、ほかの方と共同して、別に公売参加の手続きを行うこともできません。

(4) 法人が公売に参加する場合、当該法人の代表権限のある方(以下、「法人代表者」といいます)は、法人のために行う公売参加の手続きとは別に、自己のためまたはほかの本人などの委任を受けて公売参加の手続きをすることはできません。

第2 公売参加申し込みについて

入札に先立って、公売参加申し込みを行ってください。公売参加申し込みには、公売参加者など情報の入力、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が必要です。公売参加申し込みが完了したYahoo! JAPAN ID でのみ入札できます。

1. 公売参加申し込みについて

公売参加者などは、公売公告により定められた公売参加申し込み期間内に、入札しようとする売却区分を指定のうえ、公売システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名(法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、代表者氏名)および電話番号を公売参加者など情報として登録してください。

- ・法人が公売に参加する場合は、法人名でYahoo! JAPAN ID を取得したうえで、法人代表者が公売参加の手続きを行ってください。なお、法人代表者以外の方に公売参加の手続きをさせる場合は、その方を代理人とする必要があります。

- ・代理人に公売参加の手続きをさせる場合は、代理人のYahoo! JAPAN ID により、代理人が公売参加の手続きを行ってください。代理人は、公売システムの画面上で、代理人による手続きの欄の「する」を選択してください。また、公売参加者は、委任状および公売参加者の住所証明書(公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本など)を入札開始2開庁日前までに津市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに津市が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札をすることができません。

- ・共同入札する場合は、代表者のYahoo! JAPAN ID により、代表者が公売参加の手続きを行ってください。代表者は、公売システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択してください。また、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の住所証明書(共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本など)および「共同入札者持分内訳書」を入札開始2開庁日前までに津市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに津市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

- ・公売財産が農地である場合は、農業委員会などの発行する買受適格証明書を入札開始2開庁日前までに津市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに津市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 公売保証金の納付について

(1) 公売保証金とは

国税徴収法により定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。公売保証金は、津市が、売却区分ごとに、見積価額(最低入札価格)の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 公売保証金の納付方法

公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。公売保証金は、津市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアのみ、イのみ、アまたはイの 3 通りです。売却区分ごとに、公売システムの公売物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで公売保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加申し込みを行い、公売保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者などは、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。公売参加者などは、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公売参加者などは、ヤフー株式会社が公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公売参加者などの個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

・VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカン・エクスプレスのマークがついていないクレジットカードなど、ごく一部ご利用いただけないカードがございます。

・法人で公売に参加する場合、法人代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

・代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人名義のクレジットカードをご使用ください。

・共同入札する場合は、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

・公売財産が農地の場合は、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

イ. 銀行振込などによる納付

銀行振込などで公売保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加仮申し込みを行ってください。その後、津市ホームページから「公売保証金に関する届出書」を印刷し、必要事項を記入・なつ印のうえ、津市に書留郵便にて送付してください。次に津市から公売参加仮申し込みを行った公売参加者などに対し、公売参加者などが「公売保証金に関する届出書」に記入したメールアドレスに送信する電子メールにて公売保証金納付方法をご案内します。当該電子メールに従って、銀行口座への振込、現金書留(50 万円以下の場合のみ)による送付、郵便為替による納付、または直接持参にて公売保証金を納付してください。

・銀行口座への振込により公売保証金を納付する場合は、津市が納付を確認できるまで 3 開庁日程度要することがあります。

・原則として、入札開始 2 開庁日前までに津市が公売保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

・現金書留による送付または直接持参により公売保証金を納付する場合、現金もしくは銀行振出の小切手(津手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して 6 日を経過していないものに限る)で津市に納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料や現金書留の郵送料などは公売参加者などの負担となります。
- ・代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人は「公売保証金に関する届出書」に公売参加者の住所および氏名など並びに代理人であることを明記した上で、代理人名で公売保証金を納付してください。
- ・共同入札する場合は、仮申し込みを行った代表者名で公売保証金を納付する必要があります。
- ・「公売保証金に関する届出書」に記入する振込先金融機関は、ゆうちょ銀行を除く津市公金収納取扱金融機関に限ります。

(3) 公売保証金の買受代金への充当

公売参加者などは、買受人などとなり買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付した場合、公売保証金を買受代金に充当することに同意するものとします。

(4) 公売保証金の没収

公売参加者などが納付した公売保証金は、以下の場合に没収し、返還しません。

ア. 最高価申込者または次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合

イ. 公売参加者などが、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する場合

第 3 セリ売形式で行うインターネット公売手続き

せり売形式の公売システムは、ヤフー株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。本章における入札とは、公売システム上の「入札価額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売にかかる買受の申し込み、「入札者」は買受申込者、「入札期間」はせり売期間を指します。

1. インターネット公売への入札

(1) 入札

公売参加申し込み、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が完了した Yahoo! JAPAN ID でのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」または一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

津市は、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する者またはその代理人などが行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価額の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価額の入札を最高価額の入札とし、せり売を続行します。

2. 最高価申込者の決定など

(1) 最高価申込者の決定

津市は入札期間終了後、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札において、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。

また、インターネット公売では、2人以上が同額の入札価額(上限)を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。

(2) セリ売終了の告知など

津市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者の Yahoo! JAPAN ID と落札価額(最高価申込価額)を公売システム上に一定期間公開することによって告げ、セリ売終了を告知します。

(3) 津市から最高価申込者などへの連絡

最高価申込者またはその代理人など(以下、「最高価申込者など」といいます)には、津市から入札終了後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

・津市が最高価申込者などに送信した電子メールが、最高価申込者などのメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、津市が買受代金納付期限までに最高価申込者などによる買受代金の納付を確認できない場合、その原因が最高価申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、津市に連絡する際や津市に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 最高価申込者決定の取り消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定前、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき。

イ. 最高価申込者などが国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

3. 売却決定

津市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

(1) 売却決定金額

売却決定金額は、落札価額を売却決定金額とします。

(2) 買受人などが買受代金を納付しなかった場合

買受人などが買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。

(3) 売却決定の取り消し

以下の場合に、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。ただし、公売財産が動産の場合で、善意の買受人などが買受代金を納付した場合は、公売財産の所有権は当該買受人に移転します。

なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき。

イ. 買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

ウ. 買受人などが、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

4. 買受代金の納付

(1) 買受代金納付期限について

買受人などは、買受代金納付期限までに津市が納付を確認できるよう買受代金(買受代金に充当される公売保証金額を除く)を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(2) 買受代金の納付方法

買受代金は次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人などが負担します。なお、買受代金納付期限までに津市が納付を確認できることが必要です。

ア. 津市の指定する口座へ銀行振込。

イ. 現金書留による送付(金額が 50 万円以下の場合のみ)。

ウ. 現金もしくは銀行振出の小切手を津市へ直接持参。

* 銀行振出の小切手は、津手形交換所管内のもので振出日から起算して 6 日を経過していないものに限る。

(3) 買受代金の納付の効果

ア. 買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

イ. 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

5. 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者など以外の方への公売保証金の返還

最高価申込者または国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当し、同条第 2 項の処分を受けた者(その代理人などを含む)以外の納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公売参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は入札終了後となります。

公売保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

ヤフー株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。

ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

公売保証金の返還方法は、公売参加者などが指定する金融機関の預金口座(ゆうちょ銀行を除く)への振込のみとなります。公売参加者など(公売保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。

なお、公売保証金の返還には、入札終了後 4 週間程度要することがあります。

(2) 国税徴収法第 114 条に該当する場合

買受代金納付期限以前に滞納者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者などまたは買受人などは国税徴収法第 114 条の規定によりその入札または買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(3) 国税徴収法第 117 条に該当する場合

売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明され、国税徴収法第 117 条の規定により売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

第 4 入札形式で行うインターネット公売手続き

本章における入札とは、公売システム上で入札価額を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. インターネット公売への入札

(1) 入札

公売参加申し込み、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が完了した Yahoo!

JAPAN ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

津市は、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する者またはその代理人などが行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

(3) 追加入札

ア. 追加入札とは

最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々(追加入札該当者またはその代理人など。以下、「追加入札該当者など」といいます)のみによる追加の入札を行い、最高価申込者を決定します。これを追加入札といいます。追加入札においても、入札は一度のみ可能です。なお、追加入札は期日入札により行います。

イ. 追加入札の周知方法

追加入札該当者などへは、入札期間終了後、電子メールにて追加入札該当者であることおよび追加入札期間をお知らせします。

ウ. その他

(ア) 追加入札該当者などが追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。

(イ) 共同入札者が追加入札該当者となった場合、代表者の Yahoo! JAPAN ID でのみ追加入札が可能です。

2. 最高価申込者の決定など

(1) 最高価申込者の決定

入札期間終了後、津市は開札を行い、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札において、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札において追加入札価額が当初の入札価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

ただし、追加入札終了後も最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で最高価申込者を決定します。

(2) 入札終了の告知など

津市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者の Yahoo! JAPAN ID と落札価額(最高価申込価額)を公売システム上に一定期間公開することによって告げ、入札終了を告知します。

(3) 津市から最高価申込者などへの連絡

最高価申込者などには、津市から入札終了後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・津市が最高価申込者などに送信した電子メールが、最高価申込者などによるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、津市が最高価申込者などによる買受代金の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、その原因が最高価申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、津市に連絡する際や津市に書類を提出する際などに必要となります。

(4)最高価申込者決定の取り消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき。

イ. 最高価申込者などが国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

3.次順位買受申込者の決定

(1)次順位買受申込者の決定

最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に売却決定します。

津市は最高価申込者決定後、以下の条件をすべて満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

- ・最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。
- ・入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。
- ・入札時に次順位買受申し込みを行っていること。

上記の条件をすべて満たす入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)により次順位買受申込者を決定します。

なお、入札時に次順位買受申し込みを行った場合、この申し込みは取り消すことができませんのでご注意ください。

また、津市は、次順位買受申込者を決定したときは、次順位買受申込者の Yahoo! JAPAN ID と次順位買受申込価額を、公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

(2)津市から次順位買受申込者などへの連絡

次順位買受申込者またはその代理人など(以下、「次順位買受申込者など」といいます)には、津市から入札終了後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証された次順位買受申込者などのメールアドレスに、次順位買受申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・津市が次順位買受申込者などに送信した電子メールが、次順位買受申込者などのメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、津市が売却決定を受けて買受人となった次順位買受申込者などによる買受代金の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、その原因が次順位買受申

込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、津市に連絡する際や津市に書類を提出する際などに必要となります。

(3) 次順位買受申込者決定の取り消し

以下の場合に、次順位買受申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は次順位買受申込者に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき。

イ. 次順位買受申込者などが国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

4. 売却決定

(1) 最高価申込者に対する売却決定

津市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

ア. 売却決定金額

売却決定金額は、落札価額を売却決定金額とします。

イ. 売却決定を受けた最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合

売却決定を受けた最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。

(2) 次順位買受申込者に対する売却決定

津市は、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者がいない場合は、当該公売は成立しません。

ア. 次順位買受申込者の売却決定金額

次順位買受申込者などの売却決定金額は、次順位買受申込者などの入札価額を売却決定金額とします。

イ. 売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しなかった場合

売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しない場合、納付された公売保証金は返還しません。

この場合、当該公売は成立しません。

(3) 売却決定の取り消し

以下の場合に、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき。

イ. 買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

ウ. 買受人などが、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

5. 買受代金の納付

(1) 買受代金の金額

買受代金の金額は、売却決定金額です。

(2) 買受代金納付期限について

買受人などは、買受代金納付期限までに津市が納付を確認できるよう買受代金(買受代金に充当される公売保証金額を除く)を一括で納付してください。(次順位買受申込者が売却決定を受けた場合の買受代金納付期限は、通常は売却決定の 7 日後です)。

買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(3) 買受代金の納付方法

買受代金は次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人などが負担します。なお、買受代金納付期限までに津市が納付を確認することが必要です。

ア. 津市の指定する口座へ銀行振込。

イ. 現金書留による送付(金額が 50 万円以下の場合のみ)。

ウ. 現金もしくは銀行振出の小切手を津市へ直接持参。

* 銀行振出の小切手は、津手形交換所管内のもので振出日から起算して 6 日を経過していないものに限る。

(4) 買受代金の納付の効果

ア. 買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

イ. 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

6. 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者および次順位買受申込者など以外の方への公売保証金の返還

最高価申込者、次順位買受申込者または国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当し同条第 2 項の処分を受けた者並びにその代理人など以外の納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公売参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は入札終了後となります。

す。

公売保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

ヤフー株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。

ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

公売保証金の返還方法は、公売参加者などが指定する金融機関の預金口座(ゆうちょ銀行を除く)への振込のみとなります。公売参加者など(公売保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。なお、公売保証金の返還には、入札終了後 4 週間程度要することがあります。

(2) 次順位買受申込者などへの公売保証金の返還

次順位買受申込者などの納付した公売保証金は、最高価申込者などが買受代金納付期限までに買受代金全額を納付した場合に、全額返還します。

公売保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

ヤフー株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。

ただし、次順位買受申込者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

公売保証金の返還方法は、次順位買受申込者などが指定する金融機関の預金口座(ゆうちょ銀行を除く)への振込のみとなります。次順位買受申込者など(公売保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。

なお、公売保証金の返還には、入札終了後 4 週間程度要することがあります。

(3) 国税徴収法第 114 条に該当する場合

買受代金の納付期限以前に滞納者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者など、次順位買受申込者などおよび買受人などは国税徴収法第 114 条の規定によりその入れまたは買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(4) 国税徴収法第 117 条に該当する場合

売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明され、国税徴収法第 117 条の規定により売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

第5 公売財産の権利移転および引渡について

1. 公売財産の権利移転手続きについて(通則)

(1) 権利移転手続きについて

公売財産の権利移転手続きについては、財産の種類に応じ、第5の2から4までに定めるところによります。ガイドラインに定めのない財産の権利移転手続きについては、これらの定めるところに準じることとします。ただし、津市がその財産の特殊な事情などを考慮して必要と認める場合は、第5の2から4までの規定を必要と認める範囲において変更することができるものとします。

(2) 権利移転手続きにおける注意事項

- ア. 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、現所有者および津市には担保責任は生じません。
- イ. 買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。
- ウ. 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。
- エ. 権利移転に伴う費用は、買受人などの負担となります。

2. 公売財産が動産の場合の権利移転および引渡について

津市は、買受代金の納付を確認した後、公売財産の引渡を行います。

(1) 公売財産の引渡

- ア. 公売財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。
 - イ. 公売財産の引渡は、原則として津市の事務室内で行います。
 - ウ. 津市が公売財産を第三者に保管させている場合は、買受人は津市から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡を受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、津市から買受人に対して公売財産の引渡は完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡を拒否しても、津市はその現実の引渡を行う義務を負いません。
 - エ. 公売財産または「売却決定通知書」を直接受け取る場合は、買受人の本人確認のため、下記(ア)から(ウ)をお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記(ア)から(ウ)をお持ちください。
 - (ア) 身分証明書。
- 運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所および氏名を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

(イ) 津市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの。

(ウ) 印鑑。

オ. 買受人は、送付による公売財産の引渡を希望する場合、「送付依頼書」や住民票などの提出が必要です。「送付依頼書」は、インターネット公売終了後、津市ホームページより印刷して必要事項を記入・なつ印のうえ、津市に提出してください。送付による引渡を希望する場合、輸送途中での事故などによって公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、津市は一切責任を負いません。また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産は送付による引渡はできない場合があります。なお、送付先住所が買受人の住所(所在地)と異なる場合は、その旨を「送付依頼書」に記載してください。送付先の受取人となりうるのは、買受人のみです。

カ. 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡を受けない場合、「保管依頼書」や住民票などの提出が必要です。「保管依頼書」は、インターネット公売終了後、津市ホームページより印刷して必要事項を記入・なつ印のうえ、津市に提出してください。

キ. 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(2) 注意事項

ア. 買受人が自ら登録や名義変更などを行う必要がある財産については、引渡後、速やかに登録や名義変更の手続きを行ってください。

イ. 買受代金の持参、公売財産の受取または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、下記(ア)から(エ)をお持ちください。

(ア) 代理権限を証する委任状。

(イ) 買受人本人の住所証明書(買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など)。

(ウ) 代理人の身分証明書。

(エ) 代理人の印鑑。

* 委任状は津市ホームページより印刷することができます。

(3) 引渡および権利移転に伴う費用について

ア. 落れされた公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。

イ. 買受人が送付による公売財産の引渡を希望する場合、送付費用は買受人の負担となります。

ウ. その他、公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。

3. 公売財産が自動車の場合の権利移転および引渡について

本項の「自動車」は、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車をいいます。したがって、軽自動車および登録のない自動車などの権利移転手続きは、原則として第5の2に定めるところによります。

津市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して売却決定通知書を交付し、公売財産の引渡を行います。また、買受人からの請求に基づいて権利移転の手続きを行います。

(1) 公売財産の引渡

ア. 公売財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ. 津市が公売財産を第三者に保管させている場合は、買受人は津市から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡を受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、津市から買受人に対して公売財産の引渡は完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡を拒否しても、津市はその現実の引渡を行う義務を負いません。

ウ. 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡を受けない場合、「保管依頼書」の提出が必要です。「保管依頼書」は、インターネット公売終了後、津市ホームページより印刷して必要事項を記入・なつ印のうえ、津市に提出してください。

エ. 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(2) 権利移転の手続きについて

ア. 津市ホームページより「所有権移転登録請求書」を印刷した後、必要事項を記入・署名・なつ印のうえ、自動車保管場所証明書、印鑑証明書などの必要書類を添えて、買受代金納付期限までに津市へ提出してください。

イ. 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が、対象財産を管轄する運輸支局などと異なる場合などには、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。また、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、中部運輸局三重運輸支局および県内自動車検査登録事務所以外の場合、所有権の移転登録および差押登録の抹消登録は、郵送で行います。

ウ. 自動車検査証有効期限切れの自動車は、所有権移転登録と同時に一時抹消登録をすることとなります。使用される場合は、買受人が自ら新規検査および新規登録の手続きを行う必要があります。

(3) 売却決定通知書の交付

津市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。「売却決定通知書」を直接受け取る際は、買受人の本人確認のため、下記アからウをお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記アからウをお持ちください。

ア. 身分証明書。

運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所および氏名を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

イ. 津市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの。

ウ. 印鑑。

(4) 注意事項

買受代金の持参、公売財産の受取または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、下記アからエをお持ちください。

ア. 代理権限を証する委任状。

イ. 買受人本人の住所証明書(買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など)。

ウ. 代理人の身分証明書。

エ. 代理人の印鑑。

* 委任状は津市ホームページより印刷することができます。

(5) 引渡および権利移転に伴う費用について

ア. 権利移転に伴う費用(登録手数料など)は買受人の負担となります。

イ. 自動車取得税は、買受人が自ら申告、納税してください。

ウ. 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、中部運輸局三重運輸支局および県内自動車検査登録事務所以外の場合、所有権の移転登録および差押登録の抹消登録は郵送で行いますので、郵送料(切手 1500 円程度)が必要です。

エ. 落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付期限の翌日以降の保管費用は、買受人の負担となります。

4. 公売財産が不動産の場合の権利移転について

津市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

(1) 権利移転の時期

公売財産は、買受代金の全額を納付したとき、買受人に権利移転します。ただし、買受代金を納付しても、農地の場合は農業委員会などの許可などを受けるまで、その他法令の規定による登録を要する場合は関係機関の登録が完了するまで権利移転の効力は生じません。

(2) 権利移転の手続きについて

ア. 津市ホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・署名・なつ印して、住所証明書などの必要書類を添えて、買受代金納付期限までに津市へ提出してください。

イ. 共同入札の場合は、共同入札者全員の住所証明書(共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本など)および共同入札者全員が署名・なつ印した「共有合意書」の提出が必要です。「共有合意書」の持分割合は、入札前に提出した「共同入札者持分内訳書」と同じものを記載してください。なお、共有合意書は、津市ホームページより印刷することができます。

ウ. 公売財産が農地である場合などは、農業委員会などの発行する権利移転の許可書または届出受理書のいずれかが必要です。

エ. 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後 1 か月半程度の期間を要することがあります。

(3) 売却決定通知書の交付

津市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。共同入札者が買受人

になった場合は、買受人全員に対しそれぞれの持分に応じた「売却決定通知書」を交付します。「売却決定通知書」を直接受け取る際は、買受人の本人確認のため、下記アからウをお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記アからウをお持ちください。

ア. 身分証明書。

運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所および氏名を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

イ. 津市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの。

ウ. 印鑑。

なお、所有権移転登記の際に「売却決定通知書」正本が必要な場合がありますので、津市でいったん「売却決定通知書」をお預かりすることがあります。

(4) 注意事項

ア. 津市は公売財産の引渡の義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵などの引渡などは、すべて買受人自身で行ってください。

また、隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。津市は関与しません。

イ. 買受代金の持参または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、下記(ア)から(エ)をお持ちください。

(ア)代理権限を証する委任状。

(イ)買受人本人の住所証明書(買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など)。

(ウ)代理人の身分証明書。

(エ)代理人の印鑑。

* 委任状は津市ホームページより印刷することができます。

(5) 引渡および権利移転に伴う費用について

ア. 権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など)は買受人の負担となります。

イ. 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。登録免許税額については、入札終了後に津市よりお知らせします。買受代金を直接持参する場合は、登録免許税相当額をあわせて持参し、納付してください。買受代金を銀行振込などで納付する場合は、登録免許税相当額もあわせて振込もしくは送付してください。共同入札者が買受人となった場合、登録免許税の領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

・所有権移転登記を行う際に、津市と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料(切手 1500 円程度)が必要です。

第6 注意事項

1. 公売システムに不具合などが生じた場合の対応

公売システムなどに不具合が生じたために次に掲げる事態が発生した場合、津市は公売手続きを中止することがあります。

(1) 入札期間前

公売参加申し込み期間の始期に公売参加申し込み受付が開始されない場合、公売参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合、公売参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合または公売参加申し込み期間の終期後になされた公売参加申し込みを取り消すことができない場合。

(2) 入札期間中

入札期間の始期に入札の受付が開始されない場合、入札できない状態が相当期間継続した場合または入札の受付が入札期間の終期に終了しない場合。

(3) 入札期間後

せり売形式において津市が入札終了後相当期間経過後も最高価申込者などを決定できない場合並びに入札形式において入札終了後相当期間経過後も開札ができない場合、追加入札が必要な場合で追加入札の開始または終了ができない場合またはくじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合。

2. 公売の中止および中止時の公売保証金の返還

公売参加申し込み開始後に公売を中止することがあります。公売財産の公開中であっても、公売にかかる差押徴収金が納付された場合などにインターネット公売を中止します。

(1) 特定の公売財産の中止時の公売保証金の返還

特定の公売財産の公売が中止となった場合、当該公売財産について納付された公売保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより公売保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) インターネット公売中止時の公売保証金の返還

インターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより公売保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. システム利用における禁止事項

公売システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 公売システムをインターネット公売の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 公売システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 公売システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 公売システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他公売システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

4. 公売参加者などに損害などが発生した場合

次に掲げる事由などにより公売参加者など(公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者)に損害が発生した場合、津市はその損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (1) 公売が中止になったこと。
- (2) 公売システムに不具合などが生じたこと。
- (3) 公売参加者など(公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者)の使用する機器およびネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公売参加申し込みまたは入札が行えなかったこと。
- (4) 公売に参加したこと起因して、公売参加者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたこと。
- (5) 公売参加者などが公売保証金を自己名義(代理人の場合は代理人名義、法人の場合は法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、公売保証金の納付ができず公売参加申し込みができなかったこと。
- (6) 公売参加者などのメールアドレスの変更や公売参加者などの使用する機器およびネットワークなどの不備、不調その他の理由により、津市から送信される電子メールが到着しなかったこと。
- (7) 公売参加者など(公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者)の発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受けたこと。
- (8) 公売参加者など(公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者)が、自身の Yahoo! JAPAN ID およびパスワードなどを紛失もしくは、Yahoo! JAPAN ID およびパスワードなどが第三者に漏えいしたこと。
- (9) 公売参加者など(公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者)が、公売参加の手続きに関する権限の一部を代理人などに委任した場合において、その委任を受けた代理人などがした行為により被害を受けたこと。
- (10) 買受人などとなった公売参加者などが送付による公売財産の引渡を希望した場合、輸送途中での事故などによって公売財産に破損、紛失などの事態が発生したこと。

5. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

6. インターネット公売において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公売の手続きにおいて使用する言語

インターネット公売の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。公売システムにおいて使用する文字は、JIS 第1 第2 水準漢字(JIS(工業標準化法(昭和24 年法律第185 号)第17 条第1 項の日本工業規格)X0208 をいいます)であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

7. 公売参加申し込み期間および入札期間

公売参加申し込み期間および入札期間は、公売システム上の公売物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

8. 津市インターネット公売ガイドラインの改正

津市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、津市は公売システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に公売参加申し込みの受付を開始するインターネット公売から適用します。

9. リンクの制限など

津市が公売システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、津市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、公売システム上において、津市が公開している情報(文章、写真、図面など)について、津市に無断で転載・転用することは一切できません。

10. その他

官公庁オークションサイトの「トピックス」および「オフィシャルブログ」に掲載されている情報で、津市が掲載したものでない情報については、津市インターネット公売に関する情報ではありません。

■インターネット公売における個人情報について

行政機関がヤフー株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公売における個人情報の収集主体は行政機関になります。

■クレジットカードで公売保証金を納付する場合

クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者およびその代理人(以下、「公売参加者など」という)は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。公売参加者などは、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公売参加者などは、ヤフー株式会社が公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公売参加者などの個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

公告番号	TN21-06
作者名	暁山人
作品名	本金当麻つづれ十三佛像図
数量	1
種別	掛け軸
サイズ	画寸法 縦約104cm×横約41cm 掛け軸全体 縦約187cm×横約53cm 軸寸法 約59cm
特記事項	1. 当市の学芸員によると金糸と思われるとのこと 2. 箱あり(二重箱) 3. 箱裏に所有者の「(実姓)の永代供養のため…」と記載あり 4. 作者名あるも真偽不明 5. 一部汚れあり
見積価額	2,000円
公売保証金	200円
* 上記サイズについては職員の測定によるものです * 上記鑑定については精通者の意見を参考にしています * 見積決定にあたっては、精通者の意見を参考にしています	

公売財産概要書

公告番号	TN21-07
レコード・歌手名	不良番長 ・ 梅宮 辰夫
レコード・歌手名	BEST OF TOM JONES ・ TOM JONES
数量	2枚一組セット
特記事項	1. 保存状態は悪い 2. 視聴確認はしていません 3. キズ・汚れ等多くあります
見積価額	500円
公売保証金	100円

公告番号	TN21-08
レコード・歌、演奏	日本軍歌集陸軍篇 ・ 旧陸軍戸山学校軍楽隊有志
レコード・歌、演奏	日本軍歌集海軍篇 ・ 旧海軍軍楽隊有志
レコード・歌手名	軍歌・戦時歌謡アルバム ・ 鶴岡雅義と東京ロマンチカ
数量	3枚一組セット
特記事項	1. 保存状態は悪い 2. 視聴確認はしていません 3. キズ・汚れ等多くあります
見積価額	500円
公売保証金	100円

公告番号	TN21-09
品名	K18WGダイヤ様サファイア様ペンダントネックレス
数量	1
サイズ	ペンダント部分 縦約25mm×横約25mm チェーン部分 長さ約450mm チェーン留め金付近のハート部分 縦約4mm×横約5mm ケース 縦約60mm×横約230mm×高さ約25mm
特記事項	1. 鑑定書、または鑑別書なし 2. ダイヤ 0.67ct 刻印あり（総数77個） 3. サファイア 0.33ct 刻印あり（総数44個） 4. チェーン K18ホワイトゴールド（刻印あり） 5. ケースに、「G. Festa」の表示あり 6. ケースの中に、「¥210,000（税込）」の値札あり 所有者からの聞き取りによると、この商品の値札であるとのこと 7. 特に目立つキズ・汚れ等はありません 精通者の意見では、ダイヤの質は良いとのこと
見積価額	18,000円
公売保証金	1,800円
* 上記サイズについては職員の測定によるものです * 上記鑑定・個数については精通者の意見を参考にしています * 真贋鑑定はしていませんが、見積価額は精通者の意見を参考にしています	

公告番号	TN21-10
品名	K18サファイア様ペンダント ダイヤ様2個入り(鑑別書あり)
数量	1
サイズ	ペンダントトップ 縦約17mm×横約7mm チェーン 長さ約420mm(重量約4.5g) ケース 縦約110mm×横約180mm×高さ約35mm
特記事項	1. 鑑別書あり(東洋ジェムグレーディング) 鑑別結果 天然サファイア(処理石) 色・透明 青色・透明 形状 Oval Cut 寸法 9.14 × 7.19 × 3.59 mm 重量 2.08 D-0.17(ct)の刻印あり 添石 2 pcs: Diamond 検査項目 屈折率 偏光性 多色性 蛍光性 拡大検 2. 所有者からの聞き取りによると、付属するチェーンは、購入当時のものではないとのこと また、留め金部が破損しており、現状のままでは使用できません チェーンは、K18(刻印あり) 3. 所有者からの聞き取りによると、ケースはありますが、購入当時のものではないとのこと
見積価額	10,000円
公売保証金	1,000円
* 上記サイズについては職員の測定によるものです * 上記鑑定については精通者の意見を参考にしています * 真贋鑑定はしていませんが、見積決定にあたっては精通者の意見を参考にしています	

公告番号	TN21－11		
作者名	不詳		
作品名	不詳(虎)		
数量	1		
種別	伊勢型紙		
サイズ	画寸法	縦約43cm×横約30cm	
	額寸法	縦約56cm×横約44cm×厚み約2cm	
特記事項	1. 右上白地部分のシミが目立ちます 2. キズ・汚れ・ヤケ等あります		
見積価額	2, 000円		
公売保証金	200円		
* 上記サイズについては職員の測定によるものです			
* 見積決定にあたっては、精通者の意見を参考にしています			

公告番号	TN21-12
作者名	不詳
作品名	不詳(鯉)
数量	1
種別	掛け軸
サイズ	画寸法 縦約104cm×横約41cm 掛け軸全体 縦約187cm×横約53cm 軸棒寸法 約59cm
特記事項	1. 右下に銘等あり 2. 当市の学芸員にとると、本紙の画は印刷と思われる 3. 箱無し 4. 巻緒部分無し
見積価額	1,500円
公売保証金	200円
* 上記サイズについては職員の測定によるものです * 見積決定にあたっては、精通者の意見を参考にしています	

公告番号	TN21-13
品名	置物(内画球 台付き)
数量	1
サイズ	本体(球状) 直径約10cm 木製台 直径約7.5cm×高さ約3.5cm プラスチック台 縦約8cm×横約15cm×高さ約1.5cm 木箱 縦約18.5cm×横約14cm×高さ約14cm
特記事項	1. 本体の材質は不明ですが、ガラスと思われます 2. 木箱には、本体と木製台が入ります。
見積価額	1,500円
公売保証金	200円
* 上記サイズについては職員の測定によるものです * 見積決定にあたっては、精通者の意見を参考にしています	

公告番号	TN21-14
品名	まべ貝様ペンダントトップ
数量	1
サイズ	ペンダントトップ 縦約35mm×横約25mm×厚み約10mm(最厚部) ケース 縦約60mm×横約230mm×高さ約25mm
特記事項	1. 鑑別書なし 2. 精通者の意見によると、まべ貝の周りにK18の枠が付いているとのこと 3. チェーン無し 4. ケースに、「G. Festa」の表示あり
見積価額	5,000円
公売保証金	500円
* 上記サイズについては職員の測定によるものです * 上記鑑定については精通者の意見を参考にしています * 真贋鑑定はしていませんが、見積価額は精通者の意見を参考にしています	

公告番号	TN21-15
品名	あこや真珠様イヤリング
数量	1
サイズ	真珠 直径約6mm ケース 縦約70mm×横約70mm×高さ約40mm
特記事項	1. 鑑定書なし 2. イヤリング台は、K14ホワイトゴールド様(刻印あり) 3. ケースに、「JEWELRY-WATCH BESSHO」の表示あり
見積価額	2,000円
公売保証金	200円
* 上記サイズについては職員の測定によるものです * 真贋鑑定はしていませんが、見積価額は精通者の意見を参考にしています	

公告番号	TN21－16
品名	腕時計 (Freelook)
品番	HA1137／9
数量	1
サイズ	文字盤 直径約3cm ベゼル外周 直径約4cm 厚さ約1cm
特記事項	1. 文字盤・裏ブタに、「Freelook」の記載・刻印あり 2. ベルトにヤケ・汚れがあり 3. 平成21年12月25日現在、時計は動作していますが、正確な動作確認は行っておりません
見積価額	1,000円
公売保証金	100円
* 上記サイズについては職員の測定によるものです * 見積決定にあたっては、精通者の意見を参考にしています	

公告番号	TN21-17
品名	壁掛け(福飾り)
数量	1
サイズ	縦約54cm×横約16.5cm×厚み約1.8cm
特記事項	1. 箱あり。箱上面に、「平成六年 きのえ戌 福飾」の記載あり 2. 下面両側に、キズあり
見積価額	1,000円
公売保証金	100円
* 上記サイズについては職員の測定によるものです。	
* 見積決定にあたっては、精通者の意見を参考にしています	

公告番号	TN21-18
品名	chaki アコースティックギター
数量	1
サイズ	全長123cm(ヘッドからボディ端) ボディ 最長50cm 最長幅40cm 厚さ10.5cm
特記事項	■付属品 ギターケース ■メーカー chaki ■年式 1970年代初期 詳細不明 ■型番 W-50 ■仕様 ボディ表:単板 ボディ横裏:合板 * ネックのそりは少ない * フレットの減りは少ない * ボディ部分に細かいキズあり ボディのサイドハガレあり 1. 1フレット目1弦側の指板横の一部ハガレあり 2. 7フレット目指板に凹み穴あり 3. ブリッジ部分に僅かなハガレあり 簡易的な使用においては、1. のハガレの修復(接着)をすれば、問題ないとみられる 加えて2. の穴埋め、3. のハガレの調整を行えば、通常の使用が可能 弦については、使用および経年劣化が認められる 使用の際には弦の張替必要 物件自体の経年劣化があり、また全体的に細かなキズ・凹みあり
見積価額	3,000円
公売保証金	300円
* 上記サイズについては職員の測定によるものです * 見積決定にあたっては、精通者の意見を参考にしています	

津市公告第6号

下記のとおり差押財産の公売を行いますので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定の例により公告します。

平成22年1月8日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 日 時	公売参加申込期間	平成22年1月8日 13時00分 から 平成22年1月19日 17時00分まで			
	入札期間	平成22年1月25日 13時00分 から 平成22年1月27日 13時30分まで			
公 売 の 場 所	公売の場所	ヤフー株式会社が提供するインターネットオークションシステム上			
公 売 の 方 法	公売の方法	期間競り売り（別紙に記載する売却区分ごとに売却する。）			
開 札 の 日 時	開札の日時	平成22年1月27日	13時30分	開札の場所	ヤフー株式会社が提供するインターネットオークションシステム上
売却決定の日時	売却決定の日時	平成22年2月3日	10時00分	売却決定の場所	津市役所
買受代金の納付の期限	買受代金の納付の期限	平成22年2月3日	14時30分		
公売保証金の納付の期限	公売保証金の納付の期限	平成22年1月19日	17時00分	公売保証金の納付の場所	津市役所
公 売 保 証 金	公売保証金	別紙のとおり		見積価額	別紙のとおり
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出	公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。			
買受人の資格要件	買受人の資格要件				
公 売 財 産 の 表 示	公売財産の表示	別紙のとおり			
そ の 他 の 事 項	その他の事項	別紙「津市インターネット公売ガイドライン」のとおり			

（注）次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期日が異なることがあります。

公 売 財 産 の 表 示 、 公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額

売却区分 番号	名称、数量、性質、賃借等の権利の内容及び所在	公売保証金	見積価額	その他 事項
TNJ21-01 ・ TNJ21-02	別紙「公売財産概要書」のとおり			

津市インターネット公売 ガイドライン

津市インターネット公売をご利用いただくには、以下の津市インターネット公売ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます)をよくお読みいただき、確認、同意していただく必要があります。また、インターネット公売の手続きなどに関して、本ガイドラインと Yahoo!オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

第1 インターネット公売の参加条件など

1. インターネット公売の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることができません。また、(1)から(3)に該当する方は、代理人を通じて参加することもできません)

(1) 国税徴収法第92条(買受人の制限)または同法第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)に該当する方。

(2) 津市が定める本ガイドラインおよび Yahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方。

(3) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。

(4) 20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(5) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。

(6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。

2. インターネット公売参加にあたっての注意事項

(1) インターネット公売は、国税徴収法などの規定にのっとり津市が執行する公売手続きの一部です。Yahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインについては、本ガイドラインおよび国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続きにおいて公売参加者またはその代理人(以下、「公売参加者など」といいます)を拘束するものとします。

(2) 公売参加者などが国税徴収法第108条第1項に掲げる行為をしたとき、津市は同条に基づき、入札をなかったものとするなどの処分を行うことがあります。当該処分を受けた公売参加者などは、以後2年間、当該津市の実施する公売に参加することまたは代理人となることができません。また、処分を受けた公売参加者などの納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は没収し、返還しません。

なお、以下は第108条第1項に掲げる行為に該当します。

ア. 売却決定を受けても買受代金の納付期限までにその代金を故意に納付しない行為。

イ. 偽りの名義によりまたは第三者をかたって公売に参加する行為。

ウ. 公売を妨害する意思をもって行う、第1の7「代理人などによる自己のための公売参加手続きの禁止」において禁止する行為。

エ. 公売を妨害する意思をもって行う、第6の3「システム利用における禁止事項」に掲げる行為。

(3) 入札に先立って公売保証金を納付してください。

(4) 公売参加者などは、あらかじめインターネット公売システム(以下「公売システム」といいます)上の公売物件詳細画面や津市において閲覧に供されている公売公告などを確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。また、津市が下見会を実施する財産については、下見会で財産を確認してください。なお、公売財産が不動産の場合、内覧会などは行いませんので、現地確認などはご自身で行ってください。現地確認などの際には、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害してはならないことに留意してください。

(5) インターネット公売は、ヤフー株式会社の提供する公売システムを採用しています。公売参加者などは、公売システムの画面上で公売参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

(6) インターネット公売においては、特定の売却区分(公売財産の出品区分)の公売が中止になること、もしくは公売全体が中止になることがあります。

3. 公売財産の権利移転などについての注意事項

(1) 公売財産は市税滞納者などの財産であり、津市の所有する財産ではありません。

(2) 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、現所有者および津市には担保責任は生じません。

(3) 売却決定を受けた最高価申込者または次順位買受申込者(以下、「買受人」といいます)ならびにその代理人(以下、「買受人など」といいます)が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき(農地など一定の要件が満たされなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、権利が移転したとき)、買受人に危険負担が移転します。その後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。

(4) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、津市は、買受代金を納付した買受人などの請求により、権利移転の登記・登録を関係機関に嘱託します。

(5) 公売財産が動産、自動車などである場合、津市はその公売財産の引渡を買受代金納付時の現況有姿で行います。

(6) 公売財産が不動産の場合、津市は引渡の義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵などの引渡などは、すべて買受人自身で行ってください。また、隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。津市は関与いたしません。

(7) 買受人は、買受人に対抗することができる公売財産上の負担(マンションの未納管理費など)を引き受けなければなりません。

(8) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品および買受代金の返還を求めることができません。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公売参加者などは、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公売参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名(法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、法人代表者氏名)および電話番号を公売参加者情報として登録すること。

イ. 公売参加者などの公売参加者情報および Yahoo! JAPAN ID に登録されているメールアドレスを津市に開示されること。

・津市は、公売参加者などに対し、Yahoo! JAPAN ID で認証済みのメールアドレスに、公売財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 最高価申込者または次順位買受申込者に決定された公売参加者の Yahoo! JAPAN ID(代理人による参加の場合は代理人の Yahoo! JAPAN ID、共同入札の場合は代表者の Yahoo! JAPAN ID)を公売システム上において一定期間公開されること。

(2)津市は、公売参加者などから直接または津市が公売システムで収集した個人情報を、津市文書管理規定に基づき、5年間保管します。津市は、収集した個人情報を国税徴収法第108条に定める公売実施の適正化のための措置などを行うことを目的として利用します。

(3)公売財産が登記・登録を要する財産の場合、公売参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合(転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます)は、買受人となっても所有権移転などの権利移転登記・登録を行うことができません。

5.代理人による参加について

インターネット公売では、代理人に公売参加の手続きをさせることができます。代理人には、少なくとも公売参加申し込み、公売保証金の納付および返還にかかる受領、入札並びにこれらに附随する事務を委任することとします。

(1)代理人の資格

代理人は、「第1 1.インターネット公売の参加条件」を満たさなければなりません。

(2)代理人による参加の手続き

ア. 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人の Yahoo! JAPAN ID により、代理人が公売参加申し込みおよび入札などを行ってください。

イ. 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、公売参加者は、委任状および公売参加者の住所証明書(公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本など)を入札開始 2 開庁日前までに津市に提出することが必要です。委任状は、津市ホームページより印刷することができます。

原則として、入札開始 2 開庁日前までに津市が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札をすることができません。

ウ. 代理人による公売参加申込手続きおよび入札手続きの詳細については、「第 2 公売参加申し込みについて」、「第 3 セリ売形式で行うインターネット公売手続き」および「第 4 入札形式で行うインターネット公売手続き」をご覧ください。

(3)復代理人の選任の権限

任意代理人を選任した場合、公売参加者はその代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

(4)代理人による参加における注意事項

- ア. 代理人に国税徴収法第 108 条第 1 項に該当すると認められる事実がある場合、公売参加者およびその代理人は同法第 108 条第 1 項に該当し、以後 2 年間当該津市の実施する公売に参加できません。
- イ. 国税徴収法第 108 条第 1 項に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者を代理人とした方は、同法第 108 条第 1 項に該当し、以後 2 年間当該津市の実施する公売に参加できません。
- ウ. アおよびイの場合、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

6. 共同入札について

公売財産が不動産の場合、共同入札することができます。

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

- ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公売参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公売参加申し込みおよび入札などは、代表者の Yahoo! JAPAN ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公売参加申し込みについて」および「第 4 入札形式で行うインターネット公売手続き」をご覧ください。
- イ. 共同入札する場合は、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の住所証明書（共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本など）および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を記入し、各共同入札者の持分を記載した「共同入札者持分内訳書」を入札開始 2 開庁日前までに津市に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに津市が提出を確認できない場合、入札を行うことができません。なお、委任状および「共同入札者持分内訳書」は津市ホームページより印刷することができます。
- ウ. 委任状および「共同入札者持分内訳書」に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合（転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます）は、共同入札者が買受人となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。
- エ. 共同入札する場合は、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

7. 代理人などによる自己のための公売参加手続きの禁止

- (1) 代理人および共同入札における代表者（以下、「代理人など」といいます）は、公売参加者、共同入札における代表者を除く共同入札者（以下「本人など」といいます）のために公売参加の手続きをする公売財産について、本人などのために行う公売参加の手続きとは別に、自己のために公売参加の手続きをすることはできません。
- (2) 代理人などが、一つの公売財産に対し複数の本人などから公売参加の手続きなどについて委任を受けた場合は、その委任を受けたすべての公売参加の手続きをすることができません。
- (3) 本人などは、代理人などに公売参加の手続きを委任した公売財産について、代理人などが行う買受申込みとは別に、自己のために公売参加の手続きまたはほかの代理人などに委任して公売参加の手続きを行う

ことはできません。

なお、ほかの方と共同して、別に公売参加の手続きを行うこともできません。

(4) 法人が公売に参加する場合、当該法人の代表権限のある方(以下、「法人代表者」といいます)は、法人のために行う公売参加の手続きとは別に、自己のためまたはほかの本人などの委任を受けて公売参加の手続きをすることはできません。

第2 公売参加申し込みについて

入札に先立って、公売参加申し込みを行ってください。公売参加申し込みには、公売参加者など情報の入力、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が必要です。公売参加申し込みが完了したYahoo! JAPAN IDでのみ入札できます。

1. 公売参加申し込みについて

公売参加者などは、公売公告により定められた公売参加申し込み期間内に、入札しようとする売却区分を指定のうえ、公売システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名(法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、代表者氏名)および電話番号を公売参加者など情報として登録してください。

・法人が公売に参加する場合は、法人名でYahoo! JAPAN IDを取得したうえで、法人代表者が公売参加の手続きを行ってください。なお、法人代表者以外の方に公売参加の手続きをさせる場合は、その方を代理人とする必要があります。

・代理人に公売参加の手続きをさせる場合は、代理人のYahoo! JAPAN IDにより、代理人が公売参加の手続きを行ってください。代理人は、公売システムの画面上で、代理人による手続きの欄の「する」を選択してください。また、公売参加者は、委任状および公売参加者の住所証明書(公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本など)を入札開始2開庁日前までに津市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに津市が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札をすることができません。

・共同入札する場合は、代表者のYahoo! JAPAN IDにより、代表者が公売参加の手続きを行ってください。代表者は、公売システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択してください。また、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の住所証明書(共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本など)および「共同入札者持分内訳書」を入札開始2開庁日前までに津市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに津市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

・公売財産が農地である場合は、農業委員会などの発行する買受適格証明書を入札開始2開庁日前までに津市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに津市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 公売保証金の納付について

(1) 公売保証金とは

国税徴収法により定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。公売保証金は、津市が、売却区分ごとに、見積価額(最低入札価格)の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 公売保証金の納付方法

公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。公売保証金は、津市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアのみ、イのみ、アまたはイの3通りです。売却区分ごとに、公売システムの公売物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで公売保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加申し込みを行い、公売保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者などは、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。公売参加者などは、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公売参加者などは、ヤフー株式会社が公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公売参加者などの個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

・VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカン・エクスプレスのマークがついていないクレジットカードなど、ごく一部ご利用いただけないカードがございます。

・法人で公売に参加する場合、法人代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

・代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人名義のクレジットカードをご使用ください。

・共同入札する場合は、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

・公売財産が農地の場合は、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

イ. 銀行振込などによる納付

銀行振込などで公売保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加仮申し込みを行ってください。その後、津市ホームページから「公売保証金に関する届出書」を印刷し、必要事項を記入・なつ印のうえ、津市に書留郵便にて送付してください。次に津市から公売参加仮申し込みを行った公売参加者などに対し、公売参加者などが「公売保証金に関する届出書」に記入したメールアドレスに送信する電子メールにて公売保証金納付方法をご案内します。当該電子メールに従って、銀行口座への振込、現金書留(50万円以下の場合のみ)による送付、郵便為替による納付、または直接持参にて公売保証金を納付してください。

・銀行口座への振込により公売保証金を納付する場合は、津市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

・原則として、入札開始2開庁日前までに津市が公売保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

・現金書留による送付または直接持参により公売保証金を納付する場合、現金もしくは銀行振出の小切手(津手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して6日を経過していないものに限る)で津市に納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料や現金書留の郵送料などは公売参加者などの負担となります。
- ・代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人は「公売保証金に関する届出書」に公売参加者の住所および氏名など並びに代理人であることを明記した上で、代理人名で公売保証金を納付してください。
- ・共同入札する場合は、仮申し込みを行った代表者名で公売保証金を納付する必要があります。
- ・「公売保証金に関する届出書」に記入する振込先金融機関は、ゆうちょ銀行を除く津市公金収納取扱金融機関に限ります。

(3) 公売保証金の買受代金への充当

公売参加者などは、買受人などとなり買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付した場合、公売保証金を買受代金に充当することに同意するものとします。

(4) 公売保証金の没収

公売参加者などが納付した公売保証金は、以下の場合に没収し、返還しません。

ア. 最高価申込者または次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合

イ. 公売参加者などが、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する場合

第 3 セリ売形式で行うインターネット公売手続き

セリ売形式の公売システムは、ヤフー株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。本章における入札とは、公売システム上の「入札価額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はセリ売にかかる買受の申し込み、「入札者」は買受申込者、「入札期間」はセリ売期間を指します。

1. インターネット公売への入札

(1) 入札

公売参加申し込み、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が完了した Yahoo! JAPAN ID のみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」または一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

津市は、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する者またはその代理人などが行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価額の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価額の入札を最高価額の入札とし、セリ売を続行します。

2.最高価申込者の決定など

(1)最高価申込者の決定

津市は入札期間終了後、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札において、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。

また、インターネット公売では、2人以上が同額の入札価額(上限)を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。

(2)せり売終了の告知など

津市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者の Yahoo! JAPAN ID と落札価額(最高価申込価額)を公売システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3)津市から最高価申込者などへの連絡

最高価申込者またはその代理人など(以下、「最高価申込者など」といいます)には、津市から入札終了後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

・津市が最高価申込者などに送信した電子メールが、最高価申込者などのメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、津市が買受代金納付期限までに最高価申込者などによる買受代金の納付を確認できない場合、その原因が最高価申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、津市に連絡する際や津市に書類を提出する際などに必要となります。

(4)最高価申込者決定の取り消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定前、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき。

イ. 最高価申込者などが国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

3.売却決定

津市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

(1)売却決定金額

売却決定金額は、落札価額を売却決定金額とします。

(2)買受人などが買受代金を納付しなかった場合

買受人などが買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。

(3)売却決定の取り消し

以下の場合に、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。ただし、公売財産が動産の場合で、善意の買受人などが買受代金を納付した場合は、公売財産の所有権は当該買受人に移転します。

なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき。

イ. 買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

ウ. 買受人などが、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

4.買受代金の納付

(1)買受代金納付期限について

買受人などは、買受代金納付期限までに津市が納付を確認できるよう買受代金(買受代金に充当される公売保証金額を除く)を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(2)買受代金の納付方法

買受代金は次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人などが負担します。なお、買受代金納付期限までに津市が納付を確認することが必要です。

ア. 津市の指定する口座へ銀行振込。

イ. 現金書留による送付(金額が 50 万円以下の場合のみ)。

ウ. 現金もしくは銀行振出の小切手を津市へ直接持参。

* 銀行振出の小切手は、津手形交換所管内のもので振出日から起算して 6 日を経過していないものに限る。

(3)買受代金の納付の効果

ア. 買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

イ. 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

5. 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者など以外の方への公売保証金の返還

最高価申込者または国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当し、同条第 2 項の処分を受けた者(その代理人などを含む)以外の納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公売参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は入札終了後となります。

公売保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

ヤフー株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。

ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

公売保証金の返還方法は、公売参加者などが指定する金融機関の預金口座(ゆうちょ銀行を除く)への振込のみとなります。公売参加者など(公売保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。

なお、公売保証金の返還には、入札終了後 4 週間程度要することがあります。

(2) 国税徴収法第 114 条に該当する場合

買受代金納付期限以前に滞納者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者などまたは買受人などは国税徴収法第 114 条の規定によりその入札または買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(3) 国税徴収法第 117 条に該当する場合

売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明され、国税徴収法第 117 条の規定により売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

第 4 入札形式で行うインターネット公売手続き

本章における入札とは、公売システム上で入札価額を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. インターネット公売への入札

(1) 入札

公売参加申し込み、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が完了した Yahoo!

JAPAN ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

津市は、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する者またはその代理人などが行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

(3) 追加入札

ア. 追加入札とは

最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々(追加入札該当者またはその代理人など。以下、「追加入札該当者など」といいます)のみによる追加の入札を行い、最高価申込者を決定します。これを追加入札といいます。追加入札においても、入札は一度のみ可能です。なお、追加入札は期日入札により行います。

イ. 追加入札の周知方法

追加入札該当者などへは、入札期間終了後、電子メールにて追加入札該当者であることおよび追加入札期間をお知らせします。

ウ. その他

(ア) 追加入札該当者などが追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。

(イ) 共同入札者が追加入札該当者となった場合、代表者の Yahoo! JAPAN ID でのみ追加入札が可能です。

2. 最高価申込者の決定など

(1) 最高価申込者の決定

入札期間終了後、津市は開札を行い、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札において、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札において追加入札価額が当初の入札価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

ただし、追加入札終了後も最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で最高価申込者を決定します。

(2) 入札終了の告知など

津市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者の Yahoo! JAPAN ID と落札価額(最高価申込価額)を公売システム上に一定期間公開することによって告げ、入札終了を告知します。

(3) 津市から最高価申込者などへの連絡

最高価申込者などには、津市から入札終了後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

・津市が最高価申込者などに送信した電子メールが、最高価申込者などによるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、津市が最高価申込者などによる買受代金の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、その原因が最高価申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、津市に連絡する際や津市に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 最高価申込者決定の取り消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき。

イ. 最高価申込者などが国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

3. 次順位買受申込者の決定

(1) 次順位買受申込者の決定

最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に売却決定します。

津市は最高価申込者決定後、以下の条件をすべて満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

- ・最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。
- ・入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。
- ・入札時に次順位買受申し込みを行っていること。

上記の条件をすべて満たす入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)により次順位買受申込者を決定します。

なお、入札時に次順位買受申し込みを行った場合、この申し込みは取り消すことができませんのでご注意ください。

また、津市は、次順位買受申込者を決定したときは、次順位買受申込者の Yahoo! JAPAN ID と次順位買受申込価額を、公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

(2) 津市から次順位買受申込者などへの連絡

次順位買受申込者またはその代理人など(以下、「次順位買受申込者など」といいます)には、津市から入札終了後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証された次順位買受申込者などのメールアドレスに、次順位買受申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

・津市が次順位買受申込者などに送信した電子メールが、次順位買受申込者などのメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、津市が売却決定を受けて買受人となった次順位買受申込者などによる買受代金の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、その原因が次順位買受申

込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、津市に連絡する際や津市に書類を提出する際などに必要となります。

(3) 次順位買受申込者決定の取り消し

以下の場合に、次順位買受申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は次順位買受申込者に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき。

イ. 次順位買受申込者などが国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

4. 売却決定

(1) 最高価申込者に対する売却決定

津市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

ア. 売却決定金額

売却決定金額は、落札価額を売却決定金額とします。

イ. 売却決定を受けた最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合

売却決定を受けた最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。

(2) 次順位買受申込者に対する売却決定

津市は、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者がいない場合は、当該公売は成立しません。

ア. 次順位買受申込者の売却決定金額

次順位買受申込者などの売却決定金額は、次順位買受申込者などの入札価額を売却決定金額とします。

イ. 売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しなかった場合

売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しない場合、納付された公売保証金は返還しません。

この場合、当該公売は成立しません。

(3) 売却決定の取り消し

以下の場合に、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき。

イ. 買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

ウ. 買受人などが、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

5.買受代金の納付

(1)買受代金の金額

買受代金の金額は、売却決定金額です。

(2)買受代金納付期限について

買受人などは、買受代金納付期限までに津市が納付を確認できるよう買受代金(買受代金に充当される公売保証金額を除く)を一括で納付してください。(次順位買受申込者が売却決定を受けた場合の買受代金納付期限は、通常は売却決定の 7 日後です)。

買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(3)買受代金の納付方法

買受代金は次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人などが負担します。なお、買受代金納付期限までに津市が納付を確認することが必要です。

ア. 津市の指定する口座へ銀行振込。

イ. 現金書留による送付(金額が 50 万円以下の場合のみ)。

ウ. 現金もしくは銀行振出の小切手を津市へ直接持参。

* 銀行振出の小切手は、津手形交換所管内のもので振出日から起算して 6 日を経過していないものに限る。

(4)買受代金の納付の効果

ア. 買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

イ. 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

6.公売保証金の返還

(1)最高価申込者および次順位買受申込者など以外の方への公売保証金の返還

最高価申込者、次順位買受申込者または国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当し同条第 2 項の処分を受けた者並びにその代理人など以外の納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公売参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は入札終了後となります。

す。

公売保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

ヤフー株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。

ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

公売保証金の返還方法は、公売参加者などが指定する金融機関の預金口座(ゆうちょ銀行を除く)への振込のみとなります。公売参加者など(公売保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。なお、公売保証金の返還には、入札終了後 4 週間程度要することがあります。

(2) 次順位買受申込者などへの公売保証金の返還

次順位買受申込者などの納付した公売保証金は、最高価申込者などが買受代金納付期限までに買受代金全額を納付した場合に、全額返還します。

公売保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

ヤフー株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。

ただし、次順位買受申込者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

公売保証金の返還方法は、次順位買受申込者などが指定する金融機関の預金口座(ゆうちょ銀行を除く)への振込のみとなります。次順位買受申込者など(公売保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。なお、公売保証金の返還には、入札終了後 4 週間程度要することがあります。

(3) 国税徴収法第 114 条に該当する場合

買受代金の納付期限以前に滞納者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者など、次順位買受申込者などおよび買受人などは国税徴収法第 114 条の規定によりその入札または買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(4) 国税徴収法第 117 条に該当する場合

売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明され、国税徴収法第 117 条の規定により売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

第5 公売財産の権利移転および引渡について

1. 公売財産の権利移転手続きについて(通則)

(1) 権利移転手続きについて

公売財産の権利移転手続きについては、財産の種類に応じ、第5の2から4までに定めるところによります。ガイドラインに定めのない財産の権利移転手続きについては、これらの定めるところに準じることとします。ただし、津市がその財産の特殊な事情などを考慮して必要と認める場合は、第5の2から4までの規定を必要と認める範囲において変更することができるものとします。

(2) 権利移転手続きにおける注意事項

ア. 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、現所有者および津市には担保責任は生じません。

イ. 買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

ウ. 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

エ. 権利移転に伴う費用は、買受人などの負担となります。

2. 公売財産が動産の場合の権利移転および引渡について

津市は、買受代金の納付を確認した後、公売財産の引渡を行います。

(1) 公売財産の引渡

ア. 公売財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ. 公売財産の引渡は、原則として津市の事務室内で行います。

ウ. 津市が公売財産を第三者に保管させている場合は、買受人は津市から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡を受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、津市から買受人に対して公売財産の引渡は完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡を拒否しても、津市はその現実の引渡を行う義務を負いません。

エ. 公売財産または「売却決定通知書」を直接受け取る場合は、買受人の本人確認のため、下記(ア)から(ウ)をお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記(ア)から(ウ)をお持ちください。

(ア) 身分証明書。

運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所および氏名を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

(イ)津市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの。

(ウ)印鑑。

オ. 買受人は、送付による公売財産の引渡を希望する場合、「送付依頼書」や住民票などの提出が必要です。

「送付依頼書」は、インターネット公売終了後、津市ホームページより印刷して必要事項を記入・なつ印のうえ、津市に提出してください。送付による引渡を希望する場合、輸送途中での事故などによって公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、津市は一切責任を負いません。また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産は送付による引渡はできない場合があります。なお、送付先住所が買受人の住所(所在地)と異なる場合は、その旨を「送付依頼書」に記載してください。送付先の受取人となりうるのは、買受人のみです。

カ. 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡を受けない場合、「保管依頼書」や住民票などの提出が必要です。「保管依頼書」は、インターネット公売終了後、津市ホームページより印刷して必要事項を記入・なつ印のうえ、津市に提出してください。

キ. 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(2)注意事項

ア. 買受人が自ら登録や名義変更などを行う必要がある財産については、引渡後、速やかに登録や名義変更の手続きを行ってください。

イ. 買受代金の持参、公売財産の受取または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、下記(ア)から(エ)をお持ちください。

(ア)代理権限を証する委任状。

(イ)買受人本人の住所証明書(買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など)。

(ウ)代理人の身分証明書。

(エ)代理人の印鑑。

* 委任状は津市ホームページより印刷することができます。

(3)引渡および権利移転に伴う費用について

ア. 落れされた公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。

イ. 買受人が送付による公売財産の引渡を希望する場合、送付費用は買受人の負担となります。

ウ. その他、公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。

3.公売財産が自動車の場合の権利移転および引渡について

本項の「自動車」は、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車をいいます。したがって、軽自動車および登録のない自動車などの権利移転手続きは、原則として第5の2に定めるところによります。

津市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して売却決定通知書を交付し、公売財産の引渡を行います。また、買受人からの請求に基づいて権利移転の手続きを行います。

(1)公売財産の引渡

ア. 公売財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ. 津市が公売財産を第三者に保管させている場合は、買受人は津市から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡を受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、津市から買受人に対して公売財産の引渡は完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡を拒否しても、津市はその現実の引渡を行う義務を負いません。

ウ. 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡を受けない場合、「保管依頼書」の提出が必要です。「保管依頼書」は、インターネット公売終了後、津市ホームページより印刷して必要事項を記入・なつ印のうえ、津市に提出してください。

エ. 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(2) 権利移転の手続きについて

ア. 津市ホームページより「所有権移転登録請求書」を印刷した後、必要事項を記入・署名・なつ印のうえ、自動車保管場所証明書、印鑑証明書などの必要書類を添えて、買受代金納付期限までに津市へ提出してください。

イ. 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が、対象財産を管轄する運輸支局などと異なる場合などには、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。また、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、中部運輸局三重運輸支局および県内自動車検査登録事務所以外の場合、所有権の移転登録および差押登録の抹消登録は、郵送で行います。

ウ. 自動車検査証有効期限切れの自動車は、所有権移転登録と同時に一時抹消登録をすることとなります。使用される場合は、買受人が自ら新規検査および新規登録の手続きを行う必要があります。

(3) 売却決定通知書の交付

津市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。「売却決定通知書」を直接受け取る際は、買受人の本人確認のため、下記アからウをお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記アからウをお持ちください。

ア. 身分証明書。

運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所および氏名を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

イ. 津市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの。

ウ. 印鑑。

(4) 注意事項

買受代金の持参、公売財産の受取または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、下記アからエをお持ちください。

ア. 代理権限を証する委任状。

イ. 買受人本人の住所証明書(買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など)。

ウ. 代理人の身分証明書。

エ. 代理人の印鑑。

* 委任状は津市ホームページより印刷することができます。

(5) 引渡および権利移転に伴う費用について

ア. 権利移転に伴う費用(登録手数料など)は買受人の負担となります。

イ. 自動車取得税は、買受人が自ら申告、納税してください。

ウ. 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、中部運輸局三重運輸支局および県内自動車検査登録事務所以外の場合、所有権の移転登録および差押登録の抹消登録は郵送で行いますので、郵送料(切手 1500 円程度)が必要です。

エ. 落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付期限の翌日以降の保管費用は、買受人の負担となります。

4. 公売財産が不動産の場合の権利移転について

津市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

(1) 権利移転の時期

公売財産は、買受代金の全額を納付したとき、買受人に権利移転します。ただし、買受代金を納付しても、農地の場合は農業委員会などの許可などを受けるまで、その他法令の規定による登録を要する場合は関係機関の登録が完了するまで権利移転の効力は生じません。

(2) 権利移転の手続きについて

ア. 津市ホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・署名・なつ印して、住所証明書などの必要書類を添えて、買受代金納付期限までに津市へ提出してください。

イ. 共同入札の場合は、共同入札者全員の住所証明書(共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本など)および共同入札者全員が署名・なつ印した「共有合意書」の提出が必要です。「共有合意書」の持分割合は、入札前に提出した「共同入札者持分内訳書」と同じものを記載してください。なお、共有合意書は、津市ホームページより印刷することができます。

ウ. 公売財産が農地である場合などは、農業委員会などの発行する権利移転の許可書または届出受理書のいずれかが必要です。

エ. 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後 1 か月半程度の期間を要することがあります。

(3) 売却決定通知書の交付

津市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。共同入札者が買受人

になった場合は、買受人全員に対しそれぞれの持分に応じた「売却決定通知書」を交付します。「売却決定通知書」を直接受け取る際は、買受人の本人確認のため、下記アからウをお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記アからウをお持ちください。

ア. 身分証明書。

運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所および氏名を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

イ. 津市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの。

ウ. 印鑑。

なお、所有権移転登記の際に「売却決定通知書」正本が必要な場合がありますので、津市でいったん「売却決定通知書」をお預かりすることがあります。

(4) 注意事項

ア. 津市は公売財産の引渡の義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵などの引渡などは、すべて買受人自身で行ってください。

また、隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。津市は関与しません。

イ. 買受代金の持参または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、下記(ア)から(エ)をお持ちください。

(ア)代理権限を証する委任状。

(イ)買受人本人の住所証明書(買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など)。

(ウ)代理人の身分証明書。

(エ)代理人の印鑑。

* 委任状は津市ホームページより印刷することができます。

(5) 引渡および権利移転に伴う費用について

ア. 権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など)は買受人の負担となります。

イ. 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。登録免許税額については、入札終了後に津市よりお知らせします。買受代金を直接持参する場合は、登録免許税相当額をあわせて持参し、納付してください。買受代金を銀行振込などで納付する場合は、登録免許税相当額もあわせて振込もしくは送付してください。共同入札者が買受人となった場合、登録免許税の領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

・所有権移転登記を行う際に、津市と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料(切手 1500 円程度)が必要です。

第6 注意事項

1. 公売システムに不具合などが生じた場合の対応

公売システムなどに不具合が生じたために次に掲げる事態が発生した場合、津市は公売手続きを中止することがあります。

(1) 入札期間前

公売参加申し込み期間の始期に公売参加申し込み受付が開始されない場合、公売参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合、公売参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合または公売参加申し込み期間の終期後になされた公売参加申し込みを取り消すことができない場合。

(2) 入札期間中

入札期間の始期に入札の受付が開始されない場合、入札できない状態が相当期間継続した場合または入札の受付が入札期間の終期に終了しない場合。

(3) 入札期間後

せり売形式において津市が入札終了後相当期間経過後も最高価申込者などを決定できない場合並びに入札形式において入札終了後相当期間経過後も開札ができない場合、追加入札が必要な場合で追加入札の開始または終了ができない場合またはくじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合。

2. 公売の中止および中止時の公売保証金の返還

公売参加申し込み開始後に公売を中止することがあります。公売財産の公開中であっても、公売にかかる差押徴収金が納付された場合などにインターネット公売を中止します。

(1) 特定の公売財産の中止時の公売保証金の返還

特定の公売財産の公売が中止となった場合、当該公売財産について納付された公売保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより公売保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) インターネット公売中止時の公売保証金の返還

インターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより公売保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. システム利用における禁止事項

公売システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 公売システムをインターネット公売の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 公売システムに不正にアクセスすること。
- (3) 公売システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 公売システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他公売システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

4. 公売参加者などに損害が発生した場合

次に掲げる事由などにより公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者）に損害が発生した場合、津市はその損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (1) 公売が中止になったこと。
- (2) 公売システムに不具合などが生じたこと。
- (3) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者）の使用する機器およびネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公売参加申し込みまたは入札が行えなかったこと。
- (4) 公売に参加したことに起因して、公売参加者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたこと。
- (5) 公売参加者などが公売保証金を自己名義（代理人の場合は代理人名義、法人の場合は法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、公売保証金の納付ができず公売参加申し込みができなかったこと。
- (6) 公売参加者などのメールアドレスの変更や公売参加者などの使用する機器およびネットワークなどの不備、不調その他の理由により、津市から送信される電子メールが到着しなかったこと。
- (7) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者）の発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受けたこと。
- (8) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者）が、自身の Yahoo! JAPAN ID およびパスワードなどを紛失もしくは、Yahoo! JAPAN ID およびパスワードなどが第三者に漏えいしたこと。
- (9) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者などまたは第三者）が、公売参加の手続きに関する権限の一部を代理人などに委任した場合において、その委任を受けた代理人などがした行為により被害を受けたこと。
- (10) 買受人などとなった公売参加者などが送付による公売財産の引渡を希望した場合、輸送途中での事故などによって公売財産に破損、紛失などの事態が発生したこと。

5. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

6. インターネット公売において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公売の手続きにおいて使用する言語

インターネット公売の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。公売システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字(JIS(工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 17 条第 1 項の日本工業規格) X0208 をいいます)であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

7. 公売参加申し込み期間および入札期間

公売参加申し込み期間および入札期間は、公売システム上の公売物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

8. 津市インターネット公売ガイドラインの改正

津市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、津市は公売システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に公売参加申し込みの受付を開始するインターネット公売から適用します。

9. リンクの制限など

津市が公売システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、津市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、公売システム上において、津市が公開している情報(文章、写真、図面など)について、津市に無断で転載・転用することは一切できません。

10. その他

官公庁オークションサイトの「トピックス」および「オフィシャルブログ」に掲載されている情報で、津市が掲載したものでない情報については、津市インターネット公売に関する情報ではありません。

■インターネット公売における個人情報について

行政機関がヤフー株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公売における個人情報の収集主体は行政機関になります。

■クレジットカードで公売保証金を納付する場合

クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者およびその代理人(以下、「公売参加者など」という)は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。公売参加者などは、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公売参加者などは、ヤフー株式会社が公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公売参加者などの個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

公告番号	TNJ21-01
品名	H17年式 トヨタ ヴィッツ 走行4万km 車検H22. 6. 29
数量	1
登録事項等証明書 の記載内容	証明書発行日 平成20年6月26日 自動車登録番号 三重 501 * * * * * 登録年月日 平成17年6月30日 初度登録年月 平成17年6月 自動車の種別 小型 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 箱型 社名 トヨタ 形式 DBA-SCP90 乗車定員 5人 車両重量 1,010kg 車両総重量 1,285kg 車台番号 SCP90-5018026 原動機の型式 2SZ 長さ 375cm 幅 169cm 高さ 152cm 総排気量 1.29リットル 燃料の種類 ガソリン 前前軸重 620kg 後後軸重 390kg 自動車検査証有効期限 平成22年6月29日 型式指定番号 15011 類別区分番号 0001
特記事項	■ミッション オートマチック ■ハンドル 右ハンドル ■定期点検記録簿 あり ■車体の色 ダークブルーマイカメタリック ■走行距離 40,285km ■引渡時保管場所 津市役所 芸濃総合支所（三重県津市芸濃町棕本6141-1）

	■引き渡し条件 車両及び装備は、代金納付時の現況有姿により引き渡します ■証書類 自動車検査証、自賠責証明書、リサイクル券あり 車両取扱説明書あり ■鍵 マスターキー、スペアキーあり キーレスエントリー ■車両等の状況 ◆オーディオ CD、FM／AMラジオ 純正 動作確認済み ◆集中ドアロック、ドアミラー、ライト、ウインカー、ブレーキランプ等動作確認済み ◆タイヤ ブリジストンB-STYLE 2008年製に交換済 ◆ホイールキャップ付属 ◆灰皿なし 禁煙車と思われます ◆キズ 左後ドア:20cm程度キズあり 左右後ドア下部周辺にこすりキズあり 右前ドア:1～2cm程度キズあり 右前方にキズあり ホイールキャップ4輪ともこすりキズあり 天井部2箇所わずかに凹みあり
見積価額	190, 000円
公売保証金	19, 000円

公告番号	TNJ21-02
品名	H11年式 ホンダ オデッセイM 4WD 走行12万7千km 車検H22. 8. 8
数量	1
登録事項等証明書 の記載内容	証明書発行日 平成20年7月17日 自動車登録番号 三重 300 * * * * * 登録年月日 平成18年8月9日 初度登録年月 平成11年8月 自動車の種別 普通 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 ステーションワゴン 社名 ホンダ 形式 GF-RA4 乗車定員 7人 車両重量 1,590kg 車両総重量 1,975kg 車台番号 RA4-1106623 原動機の型式 F23A 長さ 476cm 幅 179cm 高さ 166cm 総排気量 2.25リットル 燃料の種類 ガソリン 前前軸重 940kg 後後軸重 650kg 自動車検査証有効期限 平成22年8月8日 型式指定番号 08926 類別区分番号 0065
特記事項	■ミッション オートマチック ■ハンドル 右ハンドル ■定期点検記録簿 あり ■車体の色 ホワイト ■走行距離 127,403km ■引渡時保管場所 津市役所 芸濃総合支所（三重県津市芸濃町棕本6141-1）

	■引き渡し条件 車両及び装備は、代金納付時の現況有姿により引き渡します ■証書類 自動車検査証、自賠責証明書、リサイクル券あり 車両取扱説明書あり ナビ取扱説明書あり ■鍵 マスターキーあり スペアキーなし キーレスエントリー ■車両等の状況 ◆集中ドアロック、ドアミラー、ライト、ウインカー、ブレーキランプ等動作確認済み ◆ETC車載機付 音声ガイド動作確認 実際の動作については未確認 ◆純正CDナビ 動作確認済み ◆KENWOOD 10連装CDチェンジャー FMトランスミッター方式 動作確認済み CD操作リモコンあり リモコン動作未確認 ◆純正カセットステレオ AM/FMラジオ カセットについては動作未確認 ◆タイヤ ヨコハマDNAmap 摩耗が多い ◆キズ 左前ドア下部:20cm程度キズあり 後バンパー:少々塗装にひび割れあり ワイパー:ブレードにサビあり ドアノブ:使用・経年による細かいキズあり マット:一部シミ、汚れあり タバコ臭あり
見積価額	20, 000円
公売保証金	2, 000円

津市公告第 7 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 22 年 1 月 12 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

422011204

公 告 日	平成22年1月12日	業 務 担 当 課	新最終処分場建設推進課
業 務 名	平成21年度環新道新第1-16号 白口町屋小津線用地測量業務委託		
業 務 場 所	津市 美杉町上多気及び美杉町下多気 地内		
業 務 概 要	用地測量 4ha		
期 間	契約締結の日から 平成22年3月26日 まで		
発 注 業 種	測量		
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該部門 における 営業収入 金額要件		
	同種業務 実績要件		
	技術者要件	主任技術者	測量士（本市発注業務における専任配置）
	その他要件	平成21年度格付区分等業者一覧（測量一般）に登載されていること	
設 計 図 書 の 関 覧	関 覧 期 間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	関 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214	
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成22年1月15日 午後5時 まで	
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） FAX 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	平成22年1月22日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年1月27日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	9,216,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

422011205

公 告 日	平成22年1月12日		業 務 担 当 課	一志総合支所産業環境課	
業 務 名	平成21年度一産第1-1号 津市一志墓園法面災害復旧工事に係る実施設計等業務委託				
業 務 場 所	津市 一志町高野		地内		
業 務 概 要	設計業務 一式 地質調査 一式 測量業務 一式				
期 間	契約締結の日から 平成22年3月25日 まで				
発 注 業 種	土木関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント	部 門	河川、砂防及び海岸・海洋
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店又は市内支店等			
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
		市内支店等	営業収入金額を有し、5千万円未満であること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者 (本市発注業務における専任配置)		
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成22年1月15日 午後5時 まで			
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成22年1月22日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年1月27日 午前9時15分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	2,770,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

422011206

公 告 日	平成22年1月12日	業 務 担 当 課	津市土地開発公社
業 務 名	平成21年度公社第1-1号 中勢北部サイエンスシティ第1期事業集合住宅用地詳細設計等業務委託		
業 務 場 所	津市 あのつ台三丁目ほか4町 地内		
業 務 概 要	土地利用検討 一式 実施設計 一式 開発行為等変更図書作成 一式		
期 間	契約締結の日から 平成22年3月29日 まで		
発 注 業 種	土木関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント
		部門	都市計画及び地方計画
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店又は市内支店等	
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
		市内支店等	営業収入金額が1億円以上であること
	同種業務 実績要件		
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者 (本市発注業務における専任配置)
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者
	その他要件		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214	
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成22年1月15日 午後5時 まで	
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提 出 期 限	平成22年1月22日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年1月27日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予 定 価 格	12,625,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

422011207

公 告 日	平成22年1月12日	業 務 担 当 課	新最終処分場建設推進課
業 務 名	平成21年度環新道新第1-15号 白口町屋小津線道路詳細設計業務委託		
業 務 場 所	津市 美杉町上多気及び美杉町下多気 地内		
業 務 概 要	道路詳細設計 2.6km		
期 間	契約締結の日から 平成22年3月26日 まで		
発 注 業 種	土木関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種 土木関係コンサルタント	部 門 道路
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店又は市内支店等	
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
		市内支店等	営業収入金額が5億円以上であること
	同種業務 実績要件		
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者 (本市発注業務における専任配置)
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者
	その他要件		
設 計 図 書 の 関 覧	関 覧 期 間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	関 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214	
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成22年1月15日 午後5時 まで	
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	平成22年1月22日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年1月27日 午前9時45分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	11,260,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

422011208

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成21年度北道新第5号 大坪線道路改良工事			
工事場所	津市 芸濃町楠原	地内		
工事概要	コンクリートブロック工 32.8m ² 側溝工(U型360) 16m 表層 101m ² 路側防護柵工 16m			
工 期	契約締結の日から 平成22年3月23日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】芸濃	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】河芸・美里・安濃	【格付】D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで		
	回答日	平成22年1月19日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年1月22日 必着		
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成22年1月27日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	2,675,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

422011209

[illegible]

事後審査型条件付一般競争入札

422011210

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	津南工事事務所
工 事 名	平成21年度南杉産第1号 美杉町太郎生地内水路改修工事		
工事場所	津市 美杉町太郎生 地内		
工事概要	側溝工(U型300) 110m		
工 期	契約締結の日から 平成22年3月23日 まで		
発注業種	土木一式		
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	あり	
	地 域 ・ 格付要件	【フック】 久居	【地区】 美杉
		【フック】	【地区】
		【フック】	【地区】
	同種工事 実績要件		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件		
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214	
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで	
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提出期限	平成22年1月22日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時 及び場所	平成22年1月27日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予定価格	2,841,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

422011211

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	林業振興室
工 事 名	平成21年度林振災補第2号 林道宇都野線激災復旧工事		
工事場所	津市 美杉町下之川 地内		
工事概要	第1号箇所 擁壁工 コンクリートブロック積工 12.2m2 フトン竈 101.0m 排水工 コルゲート管φ600 8.0m 第2号箇所 法面工 植生基材吹付工 33.6m2 柵工 木柵工 5.0m 第3号箇所 法面工 植生基材吹付工 54.8m2 第4号箇所 法面工 植生基材吹付工 30.9m2		
工 期	契約締結の日から 平成22年3月10日 まで		
発注業種	土木一式		
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	あり	
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】美杉
		【ブロック】	【地区】
		【ブロック】	【地区】
	同種工事実績要件		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件		
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214	
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで	
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提出期限	平成22年1月22日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時 及び場所	平成22年1月27日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予 定 価 格	3,045,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

422011212

公 告 日	平成22年1月12日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南道維第27号 美杉町竹原地内排水路改修工事				
工事場所	津市 美杉町竹原		地内		
工事概要	表層 55m ² プレキャストカルバート工(1500×1000) 16m 場所打擁壁工 9m ³				
工 期	契約締結の日から 平成22年3月19日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【フロッグ】久居	【地区】美杉	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【フロッグ】	【地区】	【格付】	
		【フロッグ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)			
その他要件					
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所			
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設計図書等 に 関 する 質 問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで			
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	平成22年1月22日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時 及び場所	平成22年1月27日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	4,204,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

422011213

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	津南工事事務所
工 事 名	平成21年度南道新第2号 川方里中5号線道路改良工事		
工 事 場 所	津市 川方町	地内	
工 事 概 要	側溝工(U型300) 63m 表層 26m2 集水桝・マンホール工(300) 1箇所		
工 期	契約締結の日から 平成22年3月5日 まで		
発 注 業 種	土木一式		
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	あり	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 久居	【地区】 久居
		【ブロック】	【地区】
		【ブロック】	【地区】
	同種工事 実績要件		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件		
設 計 図 書 の 関 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214	
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで	
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提出期限	平成22年1月22日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年1月27日 午前10時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予 定 価 格	1,931,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

422011214

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	津南工事事務所
工 事 名	平成21年度南久産第1号 榑原町地内水路改修工事		
工 事 場 所	津市 榑原町 地内		
工 事 概 要	コンクリートブロック工 31m2		
工 期	契約締結の日から 平成22年2月26日 まで		
発 注 業 種	土木一式		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	あり	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】 久居	【地区】 久居
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】
	同種工事 実績要件		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで	
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提出期限	平成22年1月22日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年1月27日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予 定 価 格	2,256,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

422011215

公 告 日	平成22年1月12日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南道維補第13号 一志町小山地内道路修繕（舗装）工事				
工事場所	津市 一志町小山		地内		
工事概要	アスファルト舗装工 300m2				
工 期	契約締結の日から 平成22年3月15日 まで				
発注業種	ほ装				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ア・ロック】久居	【地区】一志	【格付】C・B・A	
		【ア・ロック】久居	【地区】久居・白山	【格付】C	
		【ア・ロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで			
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで			
	回答日	平成22年1月19日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	平成22年1月22日 必着			
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	平成22年1月27日 午前11時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予定価格	3,264,000円（税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

422011216

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南農基補第7号 雲出島貫町地内農道舗装工事			
工 事 場 所	津市 雲出島貫町 地内			
工 事 概 要	下層路盤 621m2 表層 601m2			
工 期	契約締結の日から 平成22年3月5日 まで			
発 注 業 種	ほ装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで		
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年1月22日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年1月27日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,690,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

422011217

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成21年度北道街補第5号 上浜元町線道路改良工事（その2）			
工事場所	津市 八町二丁目及び八町三丁目 地内			
工事概要	補助対象工事 側溝工(U型400) 17m 側溝工(自由勾配300) 56m 集水桝・マンホール工(300～400) 8箇所 基層 201m² 市単独工事 側溝工(L型250) 2m 表層 8m²			
工 期	契約締結の日から 平成22年3月29日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設計図書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214		
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで		
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年1月22日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	平成22年1月27日 午前11時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,431,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

422011218

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南道維補第12号 雲出島貴町地内道路修繕工事（その2）			
工事場所	津市 雲出島貴町 地内			
工事概要	表層 330m ² 防止柵工 13m 場所打擁壁工 49m ³			
工 期	契約締結の日から 平成22年3月19日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【フック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【フック】	【地区】	【格付】
		【フック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで		
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年1月22日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札口時 及び場所	平成22年1月27日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,713,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

422011219

公 告 日	平成22年1月12日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南交安補第2号 榑原町地内交通安全施設（防護柵）整備工事				
工事場所	津市 榑原町 地内				
工事概要	路側防護柵工 172m				
工 期	契約締結の日から 平成22年2月26日 まで				
発注業種	とび・土工・コンクリート				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A1・A2			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間の官公庁元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注された安全施設設置工事 (土木一式工事などに含まれるものを除く)			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで			
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで			
	回答日	平成22年1月19日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	平成22年1月22日 必着			
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	平成22年1月27日 午後1時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	1,654,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

422011220

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	津南工事事務所
工 事 名	平成21年度南交安補第1号 一志町波瀬地内交通安全施設（防護柵）整備工事		
工事場所	津市 一志町波瀬 地内		
工事概要	路側防護柵工 293m		
工 期	契約締結の日から 平成22年3月5日 まで		
発注業種	とび・土工・コンクリート		
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	A1・A2	
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】 【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】 【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】 【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間の官公庁元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注された安全施設設置工事 (土木一式工事などに含まれるものを除く)	
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件		
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214	
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで	
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提出期限	平成22年1月22日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時 及び場所	平成22年1月27日 午後1時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予定価格	2,996,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

422011221

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	平成21年度営市交第53号 津市片田地域安全安心施設用地整備事業に伴う倉庫等解体工事		
工 事 場 所	津市 片田井戸町 地内		
工 事 概 要	倉庫等解体 一式 鉄骨造平家建 延面積66.2m ² 木造平家建 延面積33.0m ² CB造平家建 延面積22.3m ² RC造平家建 延面積9.5m ²		
工 期	契約締結の日から 平成22年3月23日 まで		
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	A1・A2	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】
		【ブロック】	【地区】
		【ブロック】	【地区】
	同種工事 実績要件	過去10年間の官公庁元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等 (建築一式工事などに含まれるものを除く)	
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること	
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで	
	回 答 日	平成22年1月19日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提出期限	平成22年1月22日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年1月27日 午後1時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予 定 価 格	3,259,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

422011222

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	平成20年度営教白第59号 津市川口公民館解体工事		
工事場所	津市 白山町川口 地内		
工事概要	公民館解体 一式 木造2階建 延面積353.5m ²		
工 期	契約締結の日から 平成22年3月23日 まで		
発注業種	とび・土工・コンクリート		
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	A1・A2	
	地 域 ・ 格付要件	【ア・ロック】	【地区】
		【ア・ロック】	【地区】
		【ア・ロック】	【地区】
	同種工事実績要件	過去10年間の官公庁元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等 (建築一式工事などに含まれるものを除く)	
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること	
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで	
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214	
設計図書等に関する質問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで	
	回答日	平成22年1月19日 ホームページにて回答	
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提出期限	平成22年1月22日 必着	
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時及び場所	平成22年1月27日 午後1時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予定価格	6,552,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前金払	有		
部分払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

422011223

公 告 日	平成22年1月12日	工 事 担 当 課	水産振興室	
工 事 名	平成21年度水振補第2号 白塚漁港南防波堤延伸(製作) 工事			
工事場所	津市 白塚町 地内			
工事概要	本体ブロック製作工 8個 被覆ブロック製作工 31個 消波ブロック製作工 45個			
工 期	契約締結の日から 平成22年3月23日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	三重県内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間の官公庁元請実績で以下のとおり 土木一式工事で発注された防波堤築造工事等(方塊ブロックの製作又は据付を含む工事)で、契約金額が720万円以上		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件	年平均完成工事高を有すること(審査基準日:平成19年10月1日～平成20年9月30日)		
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月22日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成22年1月15日 午後5時 まで		
	回答日	平成22年1月19日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年1月22日 必着		
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成22年1月27日 午後1時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	8,469,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

津市公告第8号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年1月12日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成22年1月8日

2 抑留期間 平成22年1月18日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白山町藤	雑種	白	オス	中	91日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第9号

平成21年産麦に係る農作物共済（災害収入共済方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法を別紙のとおり公表します。

平成22年1月15日

津市長 松 田 直 久

平成21年産麦共済（災害収入共済方式）加入者別共済金支払額及び減収量等一覧

所在地・加入者			減収量 kg	共済金支払額 円	支払期日	支払方法
津	旧津	A	2,523	136,496	平成21年11月27日	口座振込
	安東	B	14,314	559,052		
	神戸	C	7,949	370,051		
		D	18,409	956,693		
	楡形	E	42,382	2,153,791		
芸濃	安西	F	11,956	503,979		
安濃	安濃	G	12,854	717,817		
	明合	H	4,894	231,776		
美里	辰水	I	918	20,916		
		J	6,223	386,509		
白山	大三	K	8,867	349,755		
	八ッ山	L	18,394	1,011,654		
一志	大井	M	2,125	121,951		
	波瀬	N	3,139	115,494		
		O	4,056	189,004		
	川合	P	2,382	130,544		
		Q	25,513	1,350,275		
		R	16,771	261,159		
	高岡	S	13,527	677,745		
		T	16,436	593,006		
久居	稲葉	U	7,980	312,167		
合 計		21名	241,612	11,149,834		

津市水道局公告第1号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成22年1月4日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成22年1月4日	工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成21年度 簡水第12号 県道松阪青山線道路改良工事に伴う元取簡易水道配水管移設工事（仮設）		
工事場所	津市 白山町城立 地内		
工事概要	仮配管布設工 V P φ75mm L=1.0m 仮配管布設工 P P φ50mm L=29.8m 仮配管布設工 P P φ20mm L=23.3m 仮設仕切弁設置工 φ75mm N=1箇所 仮設仕切弁設置工 φ50mm N=2箇所		
工 期	契約締結の日から 平成22年3月23日 まで		
発注業種	土木一式（配水管工事）		
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	あり	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】 久居・一志	【地区】 白山
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】 久居・一志	【地区】 久居・一志
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】
	同種工事実績要件		
	技術者要件	主任（監理）技術者 現場代理人	同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置） 常駐配置（主任技術者と兼務可）
	その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者	
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月18日 まで	
	閲覧場所	水道総務課	
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月18日 まで	
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059(226)5214	
設計図書等に関する質問	提出期限	平成22年1月6日 午後5時まで	
	回 答 日	平成22年1月13日 ホームページにて回答	
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX059-237-5819	
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	平成22年1月18日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛	
開札日時 及び場所	平成22年1月21日 午前10時00分 津市水道局2階 入札室		
予定価格	1,448,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免 除		
契約保証金	免 除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 口	平成22年1月4日	工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成21年度 簡水第13号 下竹原簡易水道災害復旧工事		
工事場所	津市 美杉町竹原 地内		
工事概要	ブロック積工 1:0.4 A=24.6m ² 仕切弁ブロック設置工 N=26個 U字側溝工 PU-180 L=13.7m メカニカル継手工 φ75mm N=6口 雨水枡工 400×400・600×600 N=3箇所 コンクリート舗装工 t=100 A=15.7m ² フェンス工 H=1800 L=15.7m		
工 期	契約締結の日から 平成22年3月30日 まで		
発注業種	土木一式（配水管工事）		
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	あり	
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居・一志	【地区】 美杉
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居・一志	【地区】 一志
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】
	同種工事実績要件		
	技術者要件	主任(監理)技術者 現場代理人	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置) 常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者	
設計図書 の 関 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年1月18日 まで	
	閲覧場所	水道総務課	
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年1月18日 まで	
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059(226)5214	
設計図書等に関する質問	提出期限	平成22年1月6日 午後5時まで	
	回 答 日	平成22年1月13日 ホームページにて回答	
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX059-237-5819	
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	平成22年1月18日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛	
開札日時 及び場所	平成22年1月21日 午前10時15分 津市水道局2階 入札室		
予定価格	2,603,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免 除		
契約保証金	免 除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。		

津市選挙管理委員会告示第1号

平成22年1月31日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成22年1月5日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

移替えをしない期間 平成22年1月6日から同年1月31日まで

津市選挙管理委員会告示第2号

平成22年1月31日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関し、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成22年1月7日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋達郎

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成22年1月23日

（年齢については、平成22年1月31日とする。）

2 登録を行う日

平成22年1月23日

3 縦覧に供する期間

平成22年1月24日

津市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により、平成22年1月23日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成22年1月7日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第4号

平成22年1月31日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙における候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので公職選挙事務取扱規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第1号）第69条の規定により告示する。

平成22年1月7日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

提出すべき場所

津市安濃中央総合公園内体育館

津市選挙管理委員会告示第5号

平成22年1月31日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

平成22年1月7日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 選挙長

住 所 ○○○○○○○○○○○○
氏 名 大 橋 達 郎

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 ○○○○○○○○○○○○
氏 所 香 椎 宣 美

津市選挙管理委員会告示第6号

平成22年1月31日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年1月7日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋達郎

投票所を開く時間 午前7時

投票所を閉じる時間 午後7時

津市選挙管理委員会告示第7号

平成22年1月31日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙について、津市議会の議員及び津市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成18年津市条例第4号）第2条第1項に規定するポスター掲示場に、ポスターを掲示することができる日を同条例第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月7日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

掲示することができる日 平成22年1月24日

津市選挙管理委員会告示第8号

平成22年1月31日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

平成22年1月7日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

交 付 場 所	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎8階 大会議室B	第1～第122投票区
津市河芸庁舎1階 防災研修室	第47～第54投票区
津市芸濃庁舎2階 防災会議室	第55～第59投票区
津市美里社会福祉センター1階 集会室	第60～第62投票区
津市安濃庁舎2階 会議室1・2	第63～第66投票区
津市久居庁舎4階 多目的室	第67～第88投票区
津市香良洲中央公民館1階 大会議室	第89～第90投票区
津市一志庁舎1階 市民対話室	第91～第102投票区
津市白山庁舎2階 203会議室	第103～第109投票区
津市美杉総合開発センター1階 会議室	第110～第122投票区

津市選挙管理委員会告示第9号

平成22年1月31日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報発行に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第7号）第6条第2項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成22年1月7日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

くじの場所 津市本庁舎8階 大会議室A

くじの日時 平成22年1月24日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第10号

平成22年1月31日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成22年1月7日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋達郎

くじの場所 津市本庁舎8階 大会議室A

くじの日時 平成22年1月24日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第11号

平成22年1月31日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

平成22年1月7日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋達郎

別紙のとおり

投票区	投票所名称・施設		投票区	投票所名称・施設	
1	津市社会福祉センター		63	津市草生公民館	多目的ホール
2	津市立養正小学校	体育館	64	津市村主公民館	多目的ホール
3	津市相愛保育園		65	津市安濃公民館	多目的ホール
4	津市立敬和小学校	会議室	66	津市明合公民館	研修室
5	津市敬和公民館		67	津市久居庁舎	1階ロビー
6	津市橋南会館		68	津市立誠之小学校	体育館
7	津市阿漕塚記念館		69	津市立成美小学校	体育館
8	津市立育生小学校	会議室	70	津市野村保育園	
9	津市立橋南中学校	木工室	71	久居さくらが丘集会所	
10	ぼだいじ保育園		72	津市立栗柑山幼稚園	
11	津市橋南公民館		73	津市北部保育園	
12	名古屋文化学園津幼稚園		74	津市元町地区集会所	
13	津市立新明小学校	会議室	75	津市須ヶ瀬橋造改善センター	
14	津市立西橋内中学校	被服室	76	木造区集会所	
15	三重大学附属幼稚園		77	津市桃園情報センター	
16	三重県栄町庁舎（旧三重県民サービスセンター）		78	津市こへき保育園	
17	津市立南立誠小学校	会議室	79	津市立戸木小学校	体育館
18	津市アストプラザ	4階研修室A	80	津市七栗産業会館	
19	津市津西会館		81	津市立栗葉幼稚園	
20	津市立西が丘小学校	体育館	82	一色公会所	
21	上浜団地集会所		83	下稲葉公会所	
22	津市立北立誠小学校	体育館	84	上稲葉ふれあい会館	
23	津市立雲出幼稚園		85	津市柳原農民研修所	
24	津市城山会館		86	津市下村教育集会所	
25	津市南郊公民館		87	寺野垣内集会所	
26	三重県工業研究所		88	津市柳原上教育集会所	
27	津市立藤水小学校	体育館	89	津市香良洲中央公民館	
28	津市南が丘会館		90	津市立香海中学校	体育館
29	津市立南が丘小学校	体育館	91	井生公会所	
30	津市立神戸小学校	図工室	92	津市大井公民館	
31	泉ヶ丘集会所		93	井間公会所	
32	津市立片田小学校	体育館	94	津市波瀬ふれあい会館	
33	津市立楡形小学校	教室	95	室の口公民館	
34	津市立安東小学校	体育館	96	津市川合文化会館	
35	緑の街集会所		97	津市庄村集会所	
36	津市立一身田小学校	体育館	98	津市高岡老人憩いの家	
37	津市一身田公民館		99	津市一志中央公民館	ホール
38	豊野会館		100	津市一志体育館	サブアリーナ
39	町屋会館		101	津市小山集会所	
40	津市栗真保育園		102	虹が丘集会所	
41	津市白塚公民館		103	津市元取公民館	
42	津市白塚市民センター		104	津市白山家城体育館（津市立家城小学校体育館）	
43	白塚団地第2自治会集会所		105	津市白山川口体育館（津市立川口小学校体育館）	
44	津市立大里小学校	会議室	106	津市大三農村集落多目的共同利用施設	
45	津市高野尾転作促進技術研修所		107	津市三ヶ野集会所	
46	津市豊が丘会館		108	津市倭公民館	
47	中別保公民館		109	津市ハツ山農村集落多目的共同利用施設	
48	津市立豊津小学校	体育館	110	津市竹原多目的集会所	
49	津市立上野小学校	体育館	111	小西公民館	
50	東千里公民館		112	津市美杉林業研修集会所施設「グリーンハウス美杉」	
51	津市立千里ヶ丘小学校	体育館	113	老ヶ野第一公民館	
52	津市立黒田小学校	体育館	114	津市太郎生多目的集会所	
53	南黒田公民館		115	下太郎生中農業集落多目的集会所	
54	三行地区農業構造改善センター		116	津市伊勢地地域住民センター	
55	津市芸濃総合文化センター	ホール	117	津市八幡地域住民センター	
56	津市立明小学校	体育館	118	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	
57	津市立安西・雲林院幼稚園		119	津市丹生俣多目的集会所	
58	津市雲林院福祉会館	1階遊戯室	120	津市多気地域住民センター	
59	津市落合の郷	管理棟	121	やまなみ会館	
60	津市立長野小学校	体育館	122	津市下之川地域住民センター	
61	津市立高宮小学校	体育館			
62	津市立辰水小学校	体育館			